

資料編

目次

第1節 本市の災害履歴	1
第1 埼玉県内の地震被害	1
第2 東日本大震災における市の状況	3
第3 市に被害を及ぼした水害	4
第4 令和元年台風における市の状況	5
第5 市に被害を及ぼした雪害	6
第6 市に被害を及ぼした竜巻等の突風	6
第7 市に被害を及ぼしたひょう害	6
第2節 自然環境の特性	7
第1 本庄市及びその周辺の活断層図	7
第2 気象	8
第3 河川指定区間一覧	9
第4 砂防指定地一覧	10
第5 洪水浸水想定区域	11
第6 土砂災害警戒区域等	21
第7 山地災害危険地区	25
第8 重要水防区域一覧表	28
第9 ため池の状況	34
第3節 社会環境の特性	35
第1 人口・世帯数の推移	35
第2 年齢別人口	36
第3 昼夜別人口	36
第4 市外への通勤者及び通学者数	37
第5 要配慮者人口	38
第6 建物	38
第7 交通	39
第8 土地利用	40
第4節 防災組織関連	41
第1 本庄市防災会議条例	41
第2 本庄市防災会議規則	43
第3 本庄市防災会議に関する規程	44
第4 本庄市防災会議委員名簿	45
第5 本庄市災害対策本部条例	46
第6 本庄市災害対策本部に関する規程	47
第5節 災害救助法	48
第1 災害救助基準	48
第2 災害救助の種類と実施者	52
第3 本庄市の災害救助法適用基準	53
第6節 情報の収集伝達	54
第1 震度計	54
第2 雨量測定場所	54
第3 水位観測所・河川監視カメラ設置場所	55

第4 被害報告判定基準	56
第5 気象情報の対象地域	60
第6 警報・注意報発表基準	61
第7 キキクル等の種類と概要	63
第8 警戒レベルを用いた避難情報の区分	64
第9 避難の実施の指示の実施責任者	65
第10 噴火等に関する情報	67
第7節 ライフライン関係	70
第1 水道施設の状況	70
第2 本庄市下水道の状況	71
第3 本庄市農業集落排水の状況	71
第8節 市内危険物施設の状況	72
第1 市内危険物施設の状況	72
第9節 防災関連施設等	73
第1 指定避難所・指定緊急避難場所	73
第2 福祉避難所	75
第3 帰宅困難者一時滞在施設	75
第4 ヘリポート指定地	76
第5 医療機関	78
第6 し尿ごみ処理施設	81
第7 応急仮設住宅建設候補地	81
第8 火葬場	81
第10節 市内施設等	82
第1 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	82
第2 市内民間宿泊施設	86
第11節 生活再建関連	87
第1 災害弔慰金の支給	87
第2 災害障害見舞金の支給	87
第3 災害援護資金等の貸付	88
第4 生活福祉資金の貸付	89
第5 住宅復興資金に基づく融資	90
第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度	93
第7 自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援	97
第8 天災融資法に基づく資金融資	98
第9 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金	99
第10 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資	99
第11 農業災害補償	99

第1節 本市の災害履歴

第1 埼玉県内の地震被害

【埼玉県内の被害地震】

発 生 年 月 日	マグニチュード M	緯度 経度	深さ km	震源地 域	被害記述
弘仁9年 7月	7.5	36.50 139.50	—	関東諸 国	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
元慶2年 11月1日	7.4	35.50 139.30	—	関東諸 国	相模、武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
慶長20年 6月26日	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
寛永7年 8月2日	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
慶安2年 7月30日	7.0	35.80 139.50	—	武蔵、 下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣、堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷、長屋の破損、倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣、石の井垣被損し、八王子、伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによる場所が大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
元禄16年 12月31日	8.2	34.7 139.8	—	関東南 部	相模武蔵、上総、安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、埼玉県内の被害の詳細は不明。
寛政3年 1月1日	6.3	35.80 139.60	—	川越・ 蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根等破損。
安政元年 12月23日	8.4	34.00 137.80	—	東海	県内の推定震度5(蔵、桶川、行田)。
安政2年 11月11日	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所、深川、浅草、下谷、小川町、曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 県内の推定震度は大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷辺りまで、土手割れ噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家、土蔵、物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊、半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
安政5年 1月11日	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸、佐野、鹿沼で有感。
明治27年 6月20日	7.0	35.70 139.80	—	東京湾 北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動はるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋、土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川、江戸川、綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。

第 1 節 本市の災害履歴

発 生 年月日	マグニチュード M	緯度 経度	深さ km	震源地 域	被害記述
明治27年 10月7日	6.7	35.60 139.8 0	—	東京湾 北部	芝区桜川町、赤坂溜池、下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
大正12年 9月1日	7.9	35.20 139.3 0	—	関東南 部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 県の被害は、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
大正13年 1月15日	7.3	35.50 139.2 0	—	丹沢山 地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
昭和6年 9月21日	6.9	36.15 139.2 3	0	埼玉県 北部	県で、死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
昭和43年 7月1日	6.1	35.59 139.2 6	50	埼玉県 中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京都で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
平成元年 2月19日	5.6	36.01 139.5 4	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
平成23年 3月11日	9.0	38.06 142.5 1	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。県の最大震度は6弱（宮代町）、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件。

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画（資料編）」（令和6年3月）

第2 東日本大震災における市の状況

【東日本大震災における市の状況】

項目		内容
市の震度		震度5弱
市内被災状況		➤ 灯籠、屋根瓦、外壁、ブロック、墓石の倒壊及び落下等あり（市内計96件）。 ➤ 県水道は給水停止し、自家水源で対応。漏水1件。 ➤ 新耐震基準以外の公共施設で耐震工事を完了していない施設の使用を停止し、安全確認を実施。 ➤ 橋梁の安全点検を実施。 ➤ 市民プラザ・第三金屋集会所は当面の使用を停止。 ➤ 本庄公民館は、中央公民館へ機能を移転。
市の対応	警戒体制（1号）	平成23年3月11日 14時46分
	対応対策本部	➤ 本部設置 平成23年3月13日15時00分 ➤ 本部会議 同年5月17日まで計27回開催
	帰宅困難者対応	➤ 平成23年3月11日 東日本旅客鉄道（株）の高崎線、上越新幹線及び長野新幹線の運休により帰宅困難者が発生。 ➤ 高崎線本庄駅の帰宅困難者（最終約120人）については、インフォメーションセンター及び市役所を開放。 ➤ 東日本旅客鉄道（株）の上越新幹線及び長野新幹線の帰宅困難者（約1,000人）については、東日本旅客鉄道（株）高崎支社の要請を受けて、市が早稲田リサーチパークコミュニケーションセンターの開放を要請。 ➤ 市職員による夕・朝食及び毛布の配布。
	計画停電対応	➤ 平成23年3月13日20時過ぎに（株）東京電力より計画停電の実施情報が発表。 ➤ 14日午前中に全85自治会長へ計画停電資料の配布を依頼。 ➤ 市内関係機関、保育園・幼稚園、病院、人口呼吸器等利用者へ個々にて対応を要請・確認。
	避難者受入支援	➤ 市への避難者は最大26世帯84人（福島県、宮城県より）。 ➤ 平成23年3月19日 市東日本大震災一時避難支援センター（コミュニティセンター）を開設。 ➤ 住宅、医療、介護、就学及び就労支援等の各種相談に個別に対応。
	放射性物質への対応	➤ 情報収集の強化を指示。本庄保健所との連携により情報収集・整理。 ➤ 埼玉県より農産物の放射線量測定結果が公表。 ➤ 市水道の放射性物質は不検出との結果判明。市ホームページ、文字放送へ掲載。

※ 対応対策本部：東日本大震災の影響に対応するために設置された対策本部。

第1節 本市の災害履歴

第3 市に被害を及ぼした水害

【市に被害を及ぼした水害】

年月日	名称	区域別被害状況		
昭和22年 9月14～15日	カスリーン台風	旧共和村 旧児玉町 旧金屋村 旧本庄市 旧秋平村	浸水426戸 死傷者3人 田畑冠水157町 浸水311戸 破壊1戸 田畑冠水79町5反 浸水100戸 田畑冠水115町3反 浸水100戸 流失2戸 田畑冠水19町3反 浸水170戸 流破壊2戸 負傷者10人 田畑冠水55町5反	
昭和28年 9月23～25日	台風第13号	旧共和村 旧秋平村	破壊1戸 破壊1戸	
昭和41年 6月27～28日	台風第4号	旧本庄市	浸水 床下5戸 田畑冠水245ha	
		旧児玉町	浸水9戸 田畑冠水310ha	
昭和41年 10月7日	台風第26号	旧本庄市	浸水 床下42戸 死傷者15人 建物破壊6,689戸	
		旧児玉町	浸水 床上13戸 床下237戸 死傷者17人 建物破壊248戸	
昭和57年 8月1～2日	台風第10号	旧本庄市	浸水床下400戸 建物破壊76戸 田畑冠水600ha 橋梁流失6橋	
		旧児玉町	浸水 床上36戸 床下384戸 田畑冠水358ha	
昭和57年 9月12～13日	台風第18号	旧本庄市	浸水 床上15戸 床下600戸 堤防損傷24箇所 田畑冠水50ha	
平成元年 8月16日	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上26戸 床下127戸	
平成7年 6月27～28日	大雨	旧本庄市	橋梁流失1橋 負傷者2人	
平成9年 8月26日	集中豪雨	旧本庄市	浸水 床上4戸 床下59戸	
平成10年 9月16日	台風第5号	旧本庄市	浸水 床上2戸 床下9戸 田畑冠水 334ha	
平成19年 9月5～8日	台風第9号	本庄市	本庄地域	浸水 床下1戸
			児玉地域	浸水 床下1戸 河川堤防決壊3箇所 崖崩れ11箇所 道路冠水3箇所 避難者10人
平成23年 9月1～6日	台風第12号	本庄市	本庄地域	浸水 床上4戸 床下43戸
			児玉地域	浸水 床上5戸 床下8戸 土砂流出等7箇所（うち崖崩れ3箇所） 橋梁流失1橋 避難者22人
平成27年 9月8～10日	台風第18号	本庄市	児玉地域	土砂崩れ2か所 道路冠水1か所
令和元年 10月11～13日	台風第19号	本庄市	全域	浸水 床上13棟 床下28棟 避難者約1,604人
令和4年 7月28日	大雨	本庄市	全域	浸水 床上4戸 床下9戸 道路冠水 12箇所

第4 令和元年台風における市の状況

【令和元年台風における市の状況】

月日	状況等	市の対応
10月9日	—	・ 初期活動体制（2号配備） ・ 初期活動本部会議
10月10日	・ 気象庁から、台風第19号に関する説明	・ 部局長会議
10月11日 午前	・ 元小山川の水位上昇と市民から通報	・ 初期活動本部会議 ・ 部局長会議
10月11日 午後	・ 大雨・雷・強風・洪水注意報発表	・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・ 指定避難所開設
10月12日 午前	・ 大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報発表 ・ 土砂災害警戒情報発表 ・ 避難指示（緊急）発令の基準到達	・ 初期活動本部会議
10月12日 午後	・ 大雨特別警報発表	・ 非常体制1号配備へ移行 ・ 災害対策本部会議 ・ 避難指示（緊急）発令 ・ 福祉避難所増設 ・ 指定避難所増設 ・ 避難指示（緊急）発令（市内全域）
10月13日	・ 大雨特別警報解除	・ 災害対策本部会議 ・ 指定避難所の閉鎖
10月14日	・ 土砂災害警戒情報解除	—
10月15日	—	・ 部局長会議
10月16日	—	・ 初期活動本部会議
10月18日	—	・ 非常体制1号へ移行 ・ 災害対策本部会議 ・ 指定避難所開設
10月19日	—	・ 災害対策本部会議
10月21日	—	・ 災害対策本部会議 ・ 児玉総合支所を自主避難所として開放
10月22日	—	・ 災害対策本部会議 ・ 初期活動本部2号へ移行
10月24日	—	・ 初期活動本部会議
10月25日	・ 大雨警報（土砂災害）発表	・ 初期活動本部会議 ・ セルディ及びエコピアに避難所開設 ・ 避難準備・高齢者等避難開始発令

第1節 本市の災害履歴

第5 市に被害を及ぼした雪害

【市に被害を及ぼした雪害】

年月日	名称	区域別被害状況	
平成26年 2月8～9日 14～15日	平成26年豪雪	本庄市	積雪65cm（本庄市内、埼玉県本庄県土整備事務所観測） 1m以上（山間部） 人的被害：負傷者15名 建物被害：全壊55棟、半壊または損壊129棟 その他構造物の損壊：207件 農業用施設被害：ハウス2,261棟、畜舎等50棟

第6 市に被害を及ぼした竜巻等の突風

【市に被害を及ぼした竜巻等の突風】

年月日	名称	区域別被害状況	
平成28年 7月14日	突風	本庄市他	住家屋根の一部損壊1件 ビニールハウス損壊1件

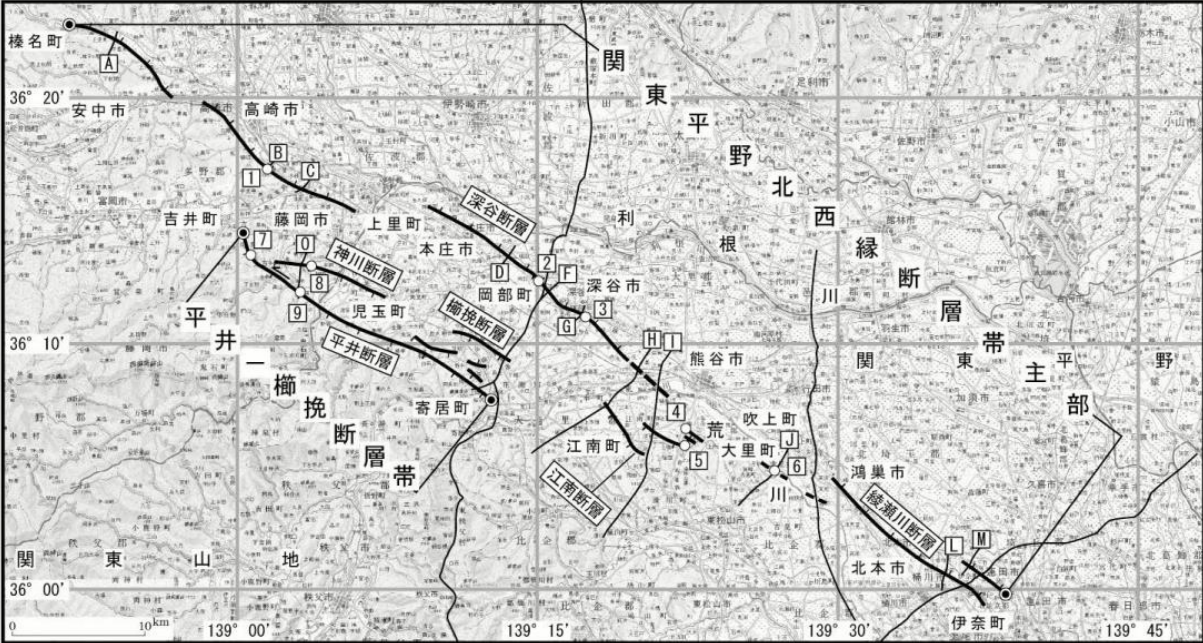
第7 市に被害を及ぼしたひょう害

【市に被害を及ぼしたひょう害】

年月日	名称	区域別被害状況	
令和4年 6月2日	降ひょう	本庄市	住家被害 1,022件（窓ガラス破損等） 農業被害 約400ha

第2節 自然環境の特性

【本庄市及びその周辺の活断層図】



出典) 地震調査研究推進本部 (平成17年)「関東平野北西縁断層帯の評価」

第2 気象

【熊谷地方気象台寄居観測所の観測史上1～5位の値（年間を通じての値）】

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日降水量 (mm)		471.0 (2019/10/12)	280 (1982/8/1)	247 (1982/9/12)	227 (2002/7/10)	225 (1990/11/30)	1976/4 2024/4
日最大10分間 降水量(mm)		31.5 (2010/7/24)	28.5 (2022/7/28)	24.5 (2009/6/14)	22.5 (2011/7/30)	22.5 (2010/7/26)	2009/2 2024/4
日最大1時間 降水量(mm)		103 (2005/8/12)	92.5 (2022/7/28)	74 (2000/8/9)	62.0 (2019/10/12)	61.0 (2010/7/24)	1976/4 2024/4
年降水量の 多い方から(mm)		1831 (1991)	1776 (1998)	1660 (1988)	1649.0 (2019)	1626 (1990)	1976年 2023年
年降水量の 少ない方から(mm)		848 (1984)	873 (1978)	898 (1996)	937 (1997)	956.0 (2023)	1976年 2023年
日最高気温の 高い方から(℃)		39.9 (2018/7/23)	39.8 (2022/6/30)	39.5 (2007/8/15)	39.2 (2022/7/1)	39.2 (2020/8/11)	1977/12 2024/4
日最低気温の 低い方から(℃)		-9.2 (2021/1/10)	-8.9 (2021/1/9)	-8.7 (2023/1/26)	-8.5 (2018/1/12)	-8.4 (2018/1/13)	1977/12 2024/4
日最大 風速・風向(m/s)		15.9 北西 (2013/9/16)	15 北 (1990/3/21)	14.4 北北西 (2013/3/10)	13.4 西 (2012/4/3)	12.7 北西 (2019/10/12)	1977/12 2024/4
日最大瞬間 風速・風向(m/s)		33.1 西北西 (2013/9/16)	28.2 北北西 (2009/6/14)	26.3 西 (2012/4/3)	25.8 北西 (2013/3/10)	23.1 南東 (2018/10/1)	2009/2 2024/4

出典) 熊谷地方気象台（埼玉県熊谷市桜町1-6-10、明治29(1896)年12月1日観測開始）

第3 河川指定区間一覧

【河川指定区間一覧】

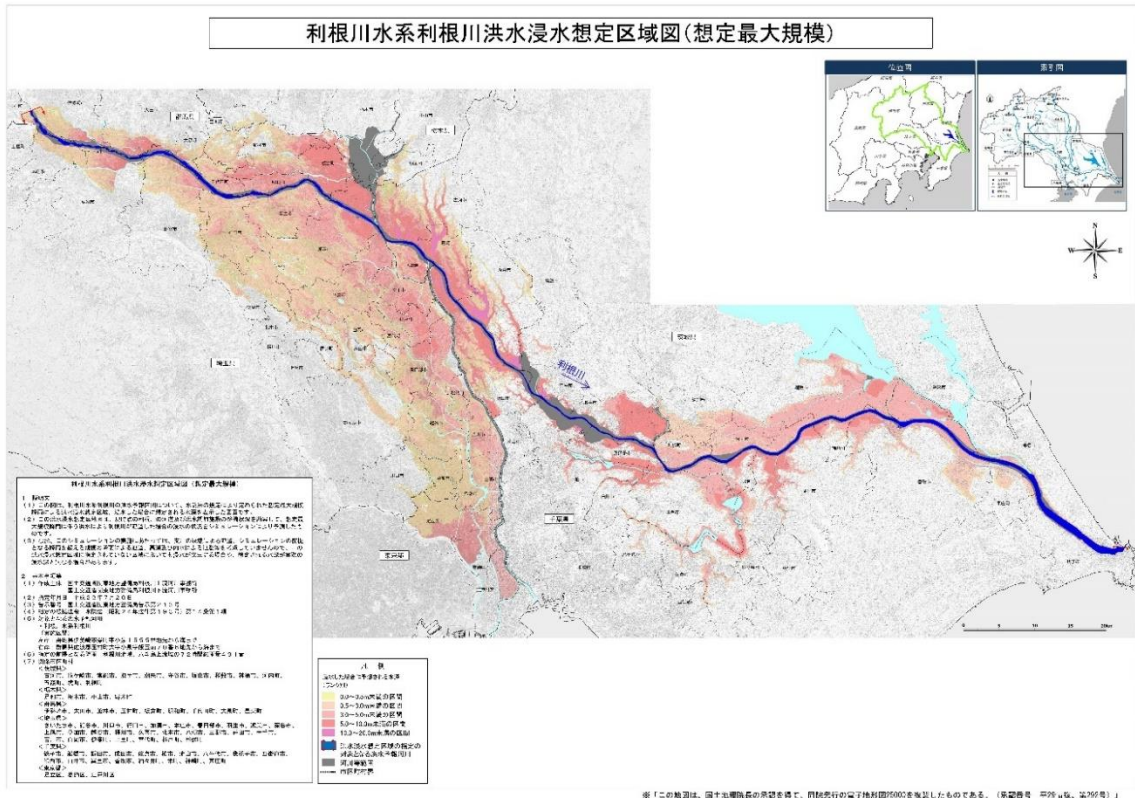
河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
小山川	秩父郡皆野町大字金沢字滝の下4,015番の1地先の浦山第1号堰堤	直轄区間起点	36,411	36,411	72,822
備前渠川	左岸 本庄市大字仁手字中島1,432番のイ地先	小山川への合流点	3,850	3,850	7,700
	右岸 同市同大字字屋敷割817番の2地先				
元小山川	左岸 上里町字樋越1,706番地先	〃	7,780	7,780	15,560
	右岸 同町同大字同字1,790番地先				
女堀川	左岸 児玉郡児玉町大字宮内字大室谷1,164番の1地先	〃	14,950	14,950	29,900
	右岸 同町同大字字仮宿67番地先				
男堀川	左岸 児玉郡児玉町大字高関字高関西1,448番地先	〃	5,550	5,550	11,100
	右岸 同町同大字字川久保1,167番地先				
秋山川	左岸 児玉郡児玉町大字秋山字後内手171番地先	〃	2,560	2,560	5,120
	右岸 同町同大字同字168番地先				
小平川	左岸 児玉郡児玉町大字小平字中郷544番の1地先	〃	1,570	1,570	3,140
	右岸 同町同大字同字537番地先				
間瀬川	左岸 秩父郡野上町大字野上下郷字峠外1,725番の8地先	〃	3,000	3,000	6,000
	右岸 児玉郡児玉町大字小平字上間瀬1,982番の3地先				
稲聚川	左岸 児玉郡児玉町大字稲沢字西前耕地667番地先	〃	1,962	1,962	3,924
	右岸 同町同大字同字937番の2地先				
御陣場川	左岸 児玉郡上里村大字藤木戸字関邸138番地先	利根川への合流点	9,400	9,400	18,800
	右岸 同村同大字同字147番地先				

第4 砂防指定地一覧

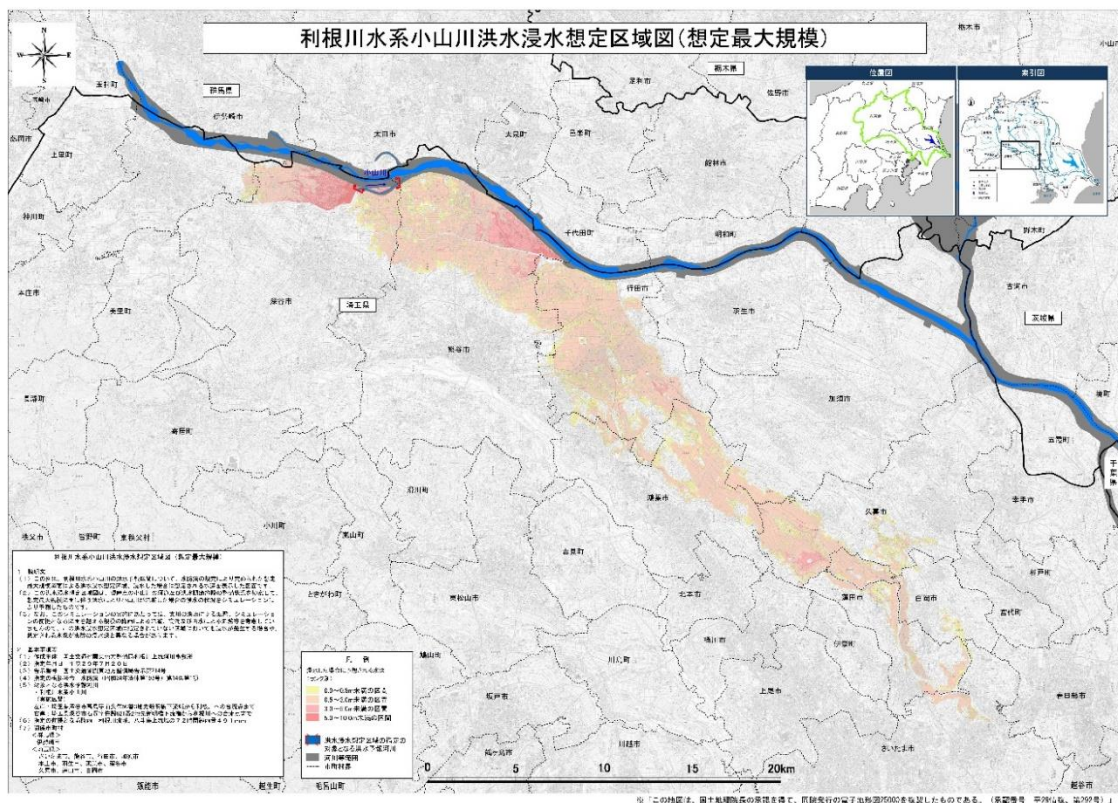
【砂防指定地一覧】

溪流名	事務所
小山川	本庄
平沢川	本庄
千ヶ谷沢	本庄
大平沢川	本庄
殿ヶ谷戸沢	本庄
滝の沢	本庄
日山沢川	本庄
稲聚川	本庄
間瀬川	本庄
小平川	本庄
根岸川	本庄
秋山川	本庄
女堀川	本庄
宮内沢	本庄
御厨川	本庄
内出沢	本庄
迎沢	本庄
宇津木沢	本庄

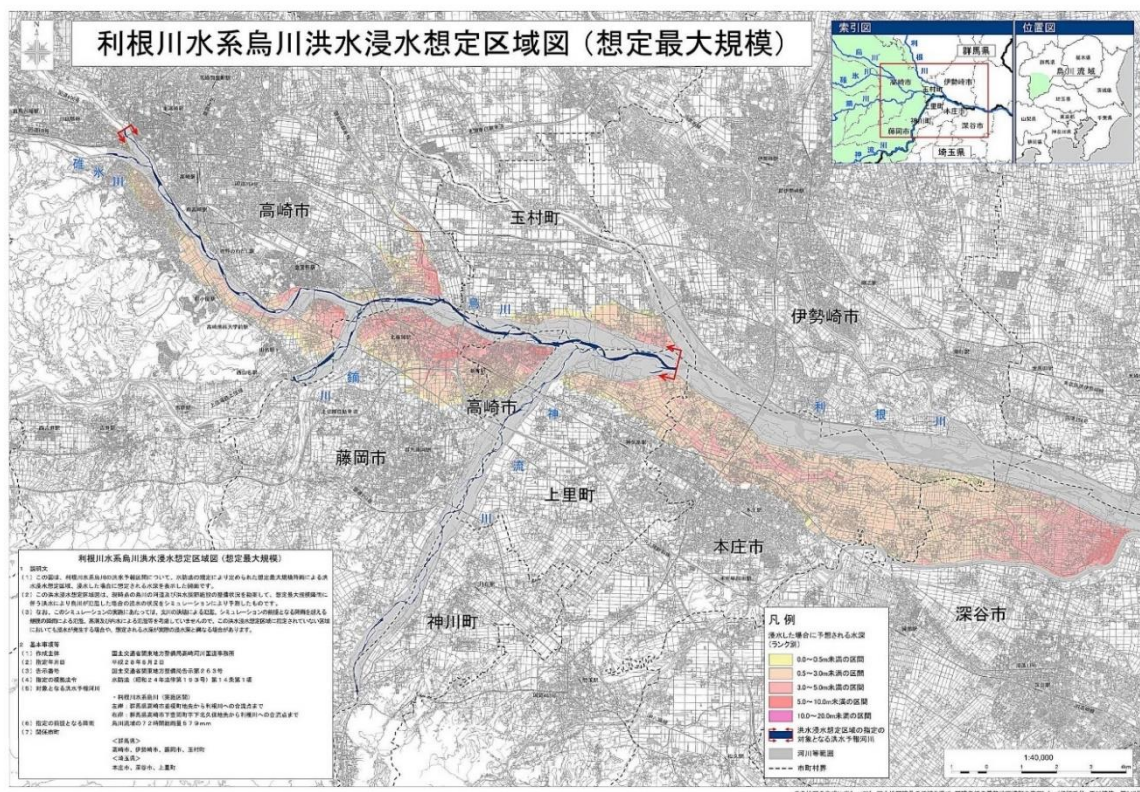
第5 洪水浸水想定区域



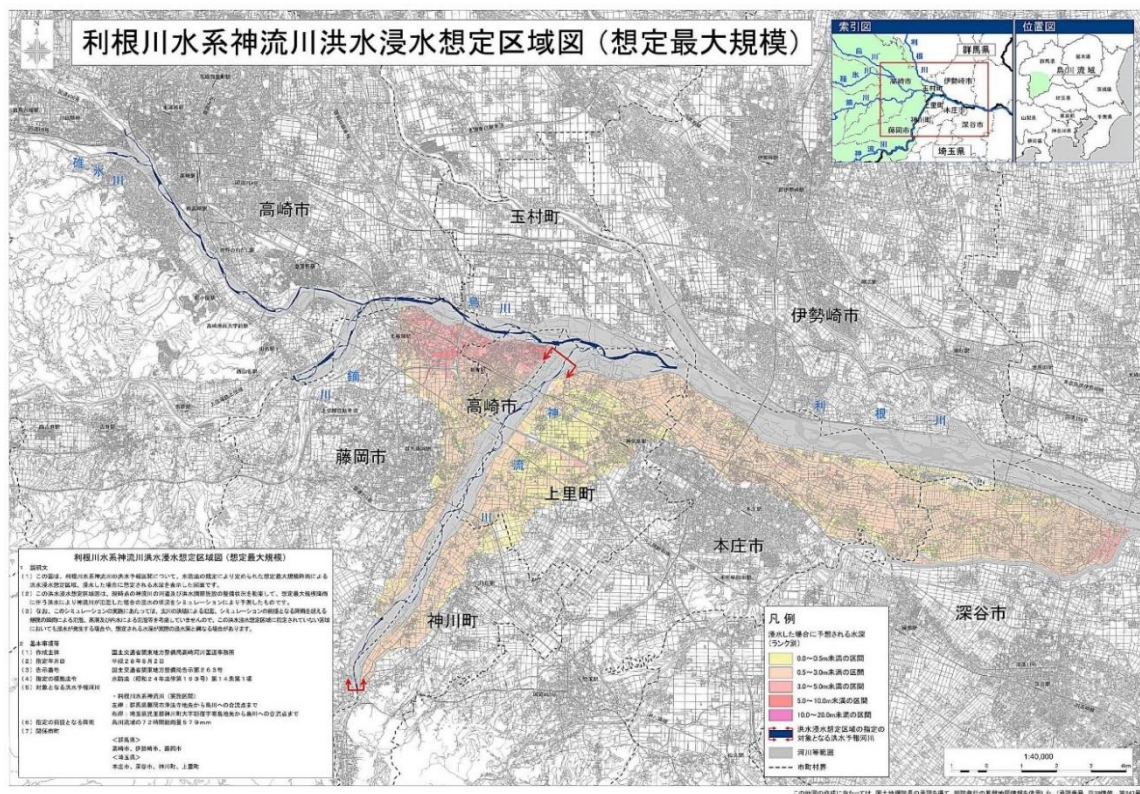
出典) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ「洪水浸水想定区域図」より



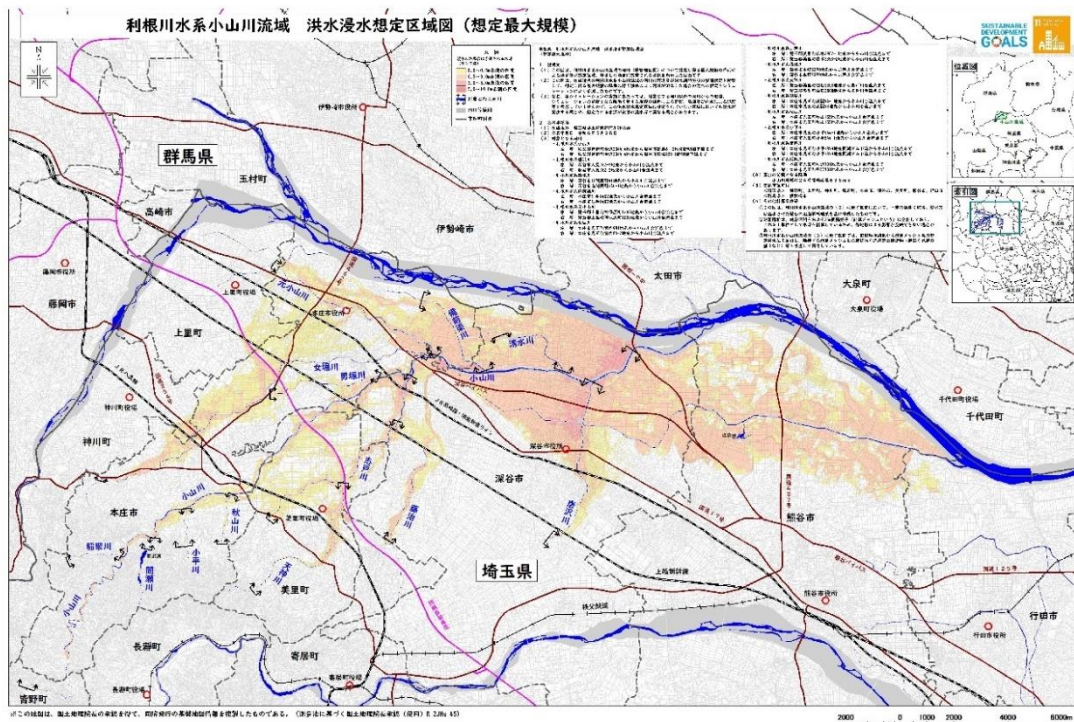
出典) 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ「洪水浸水想定区域図」より



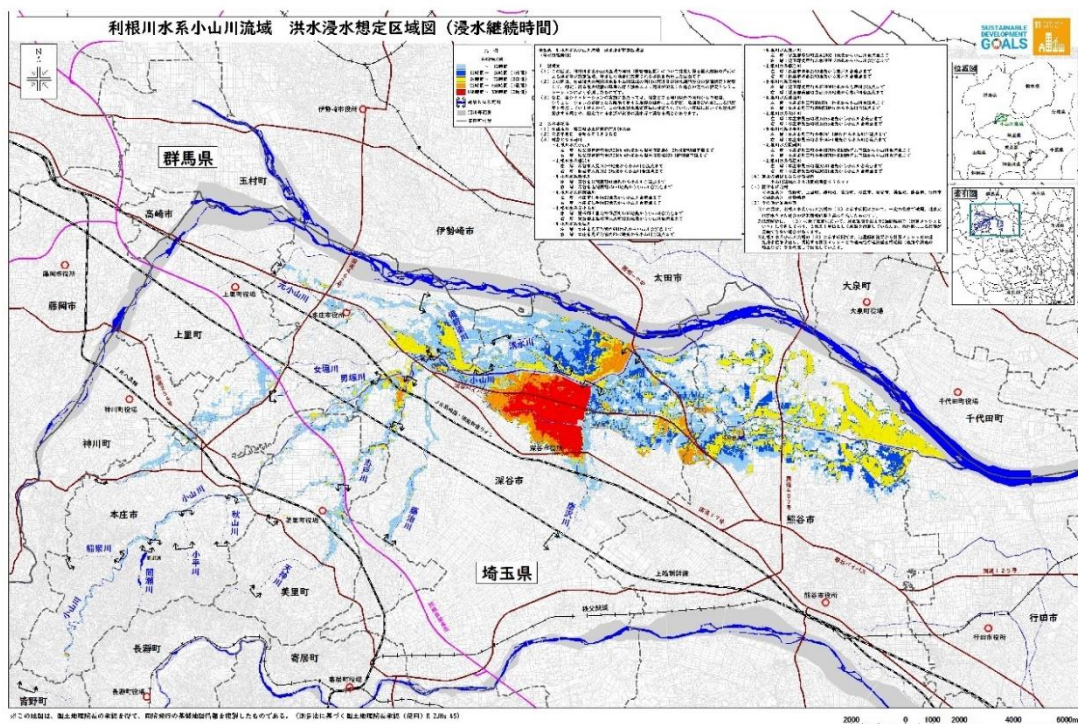
出典) 国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所ホームページ「烏川洪水浸水想定区域図」より



出典) 国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所ホームページ「神流川洪水浸水想定区域図」より

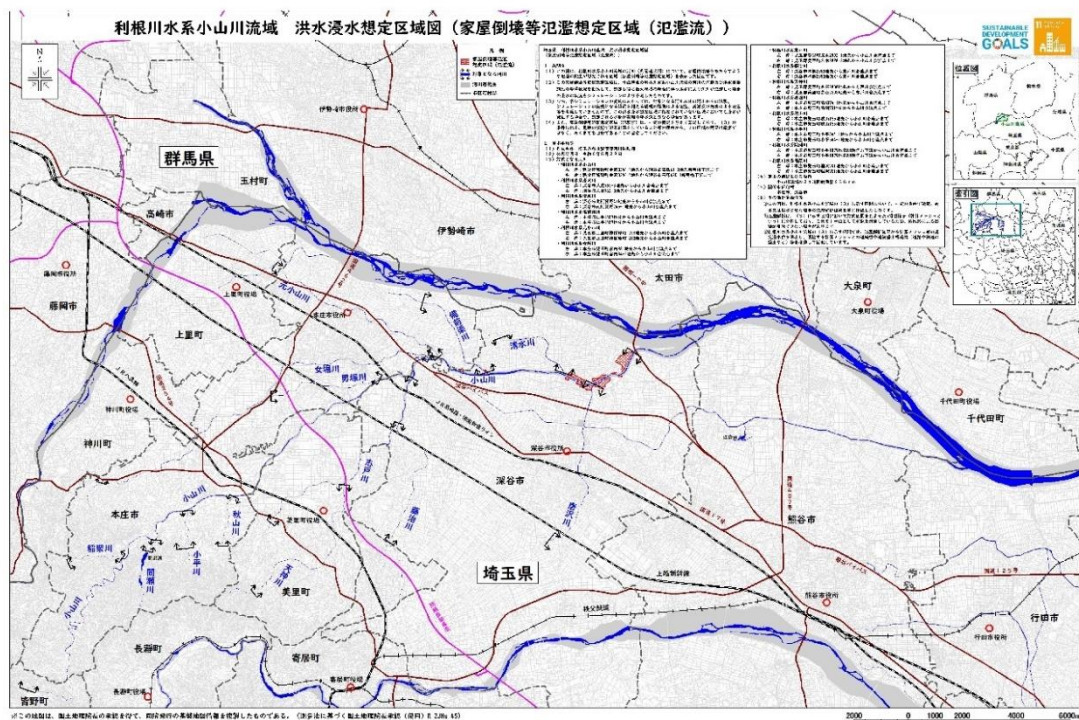


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

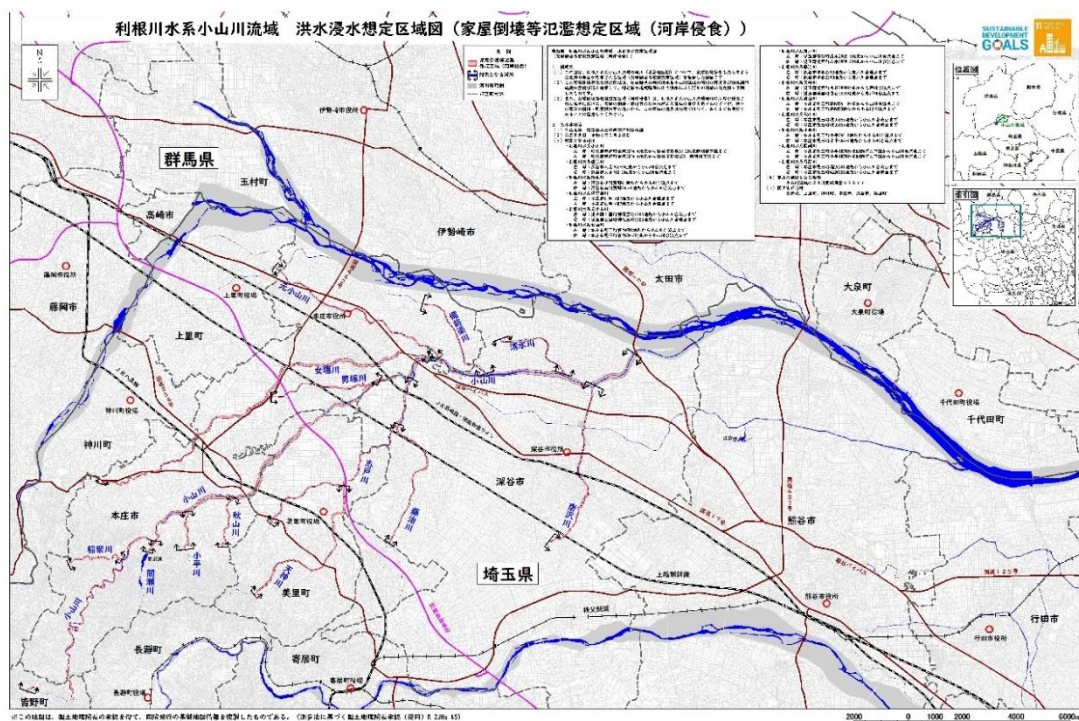


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

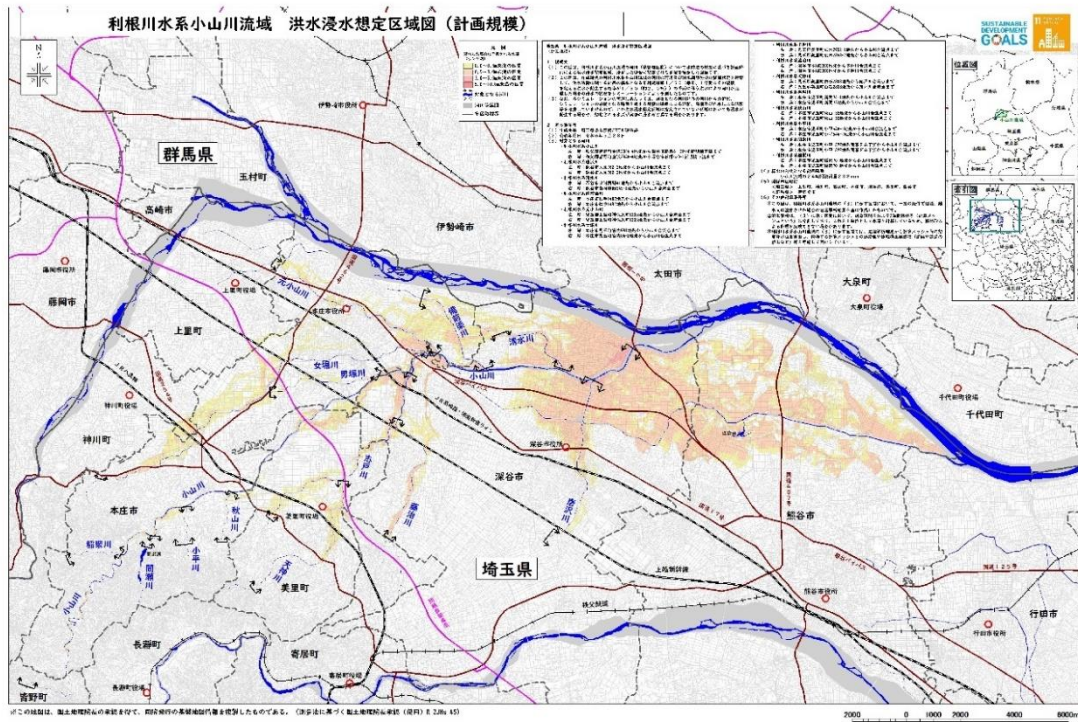
第2節 自然環境の特性



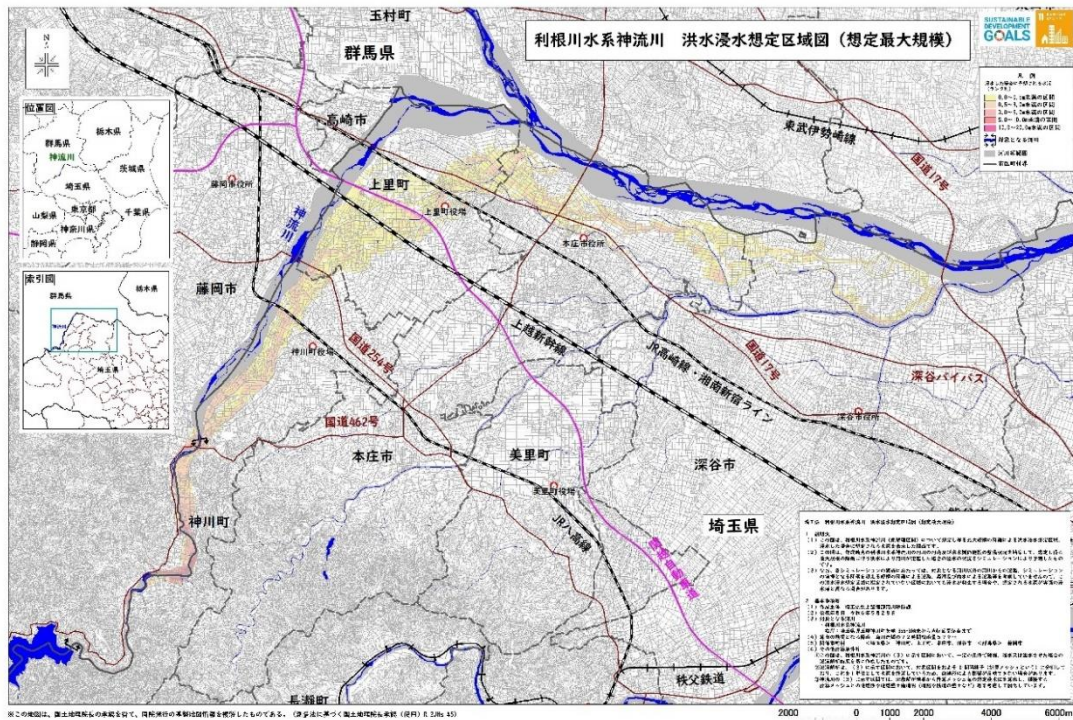
出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より



出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

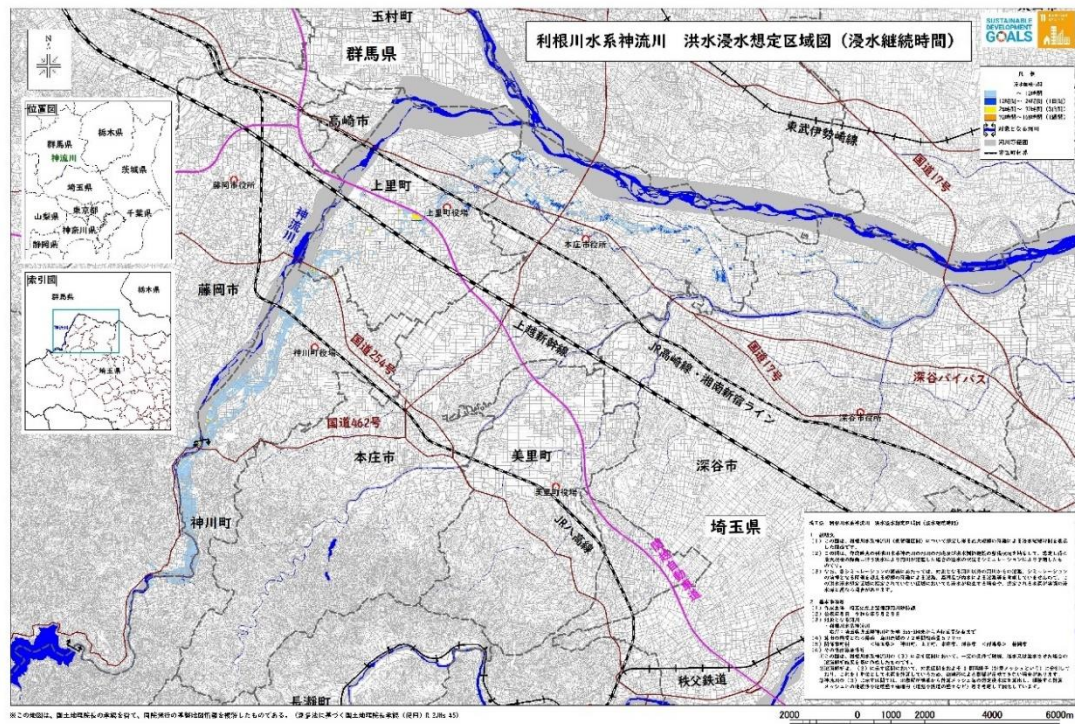


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

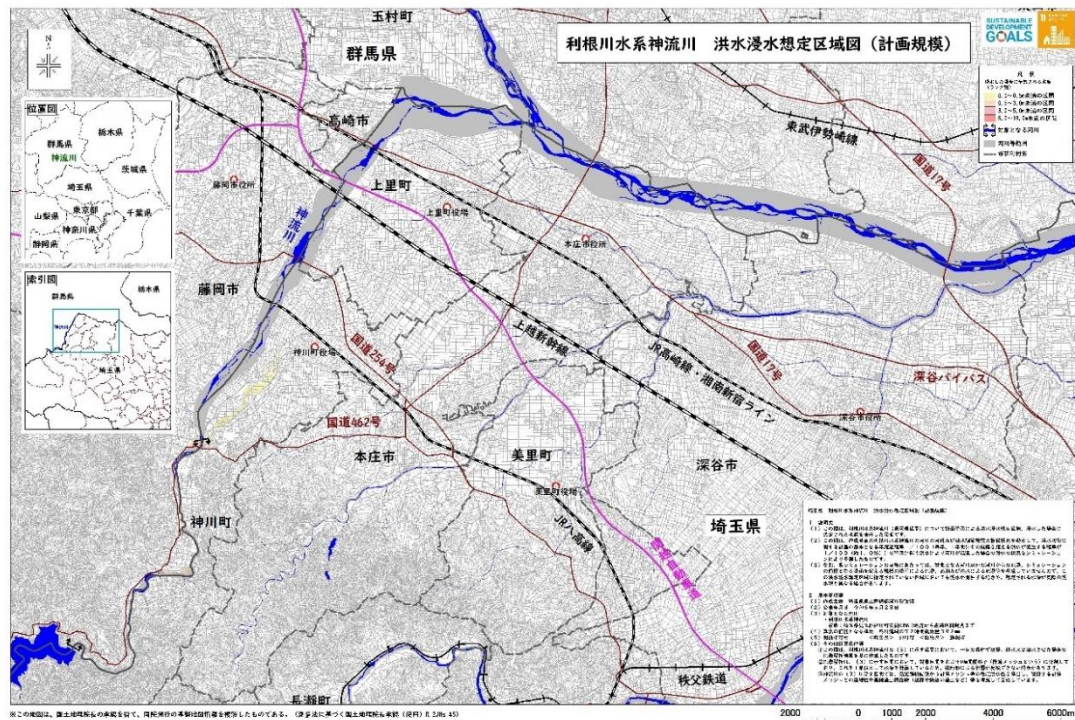


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

第2節 自然環境の特性

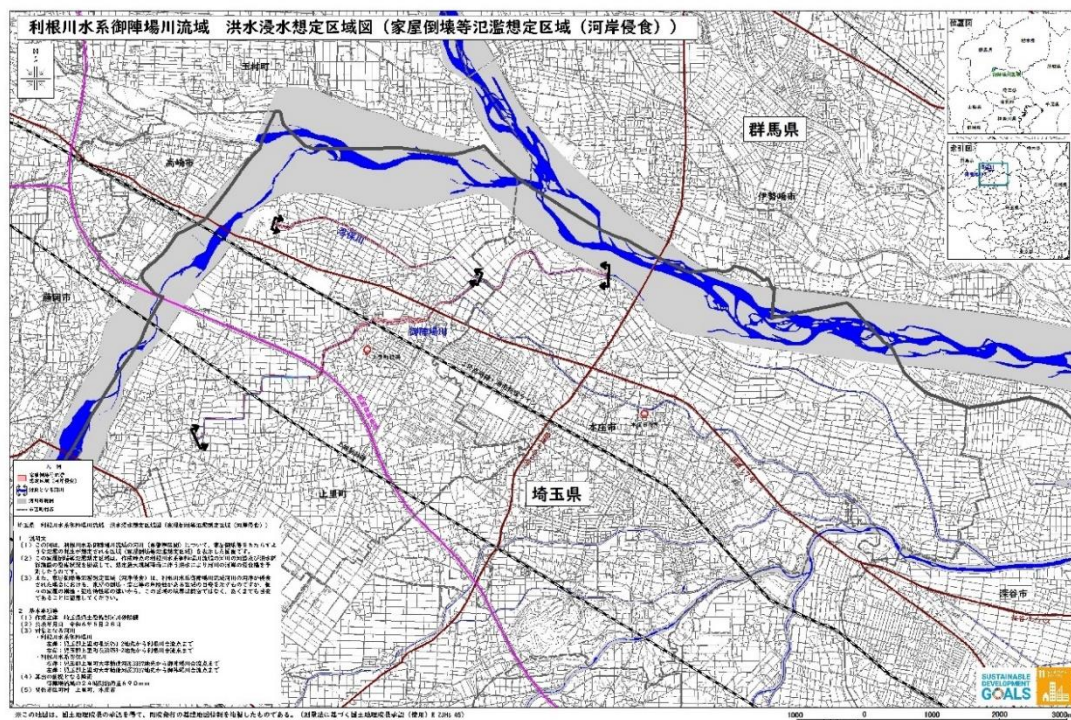


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より

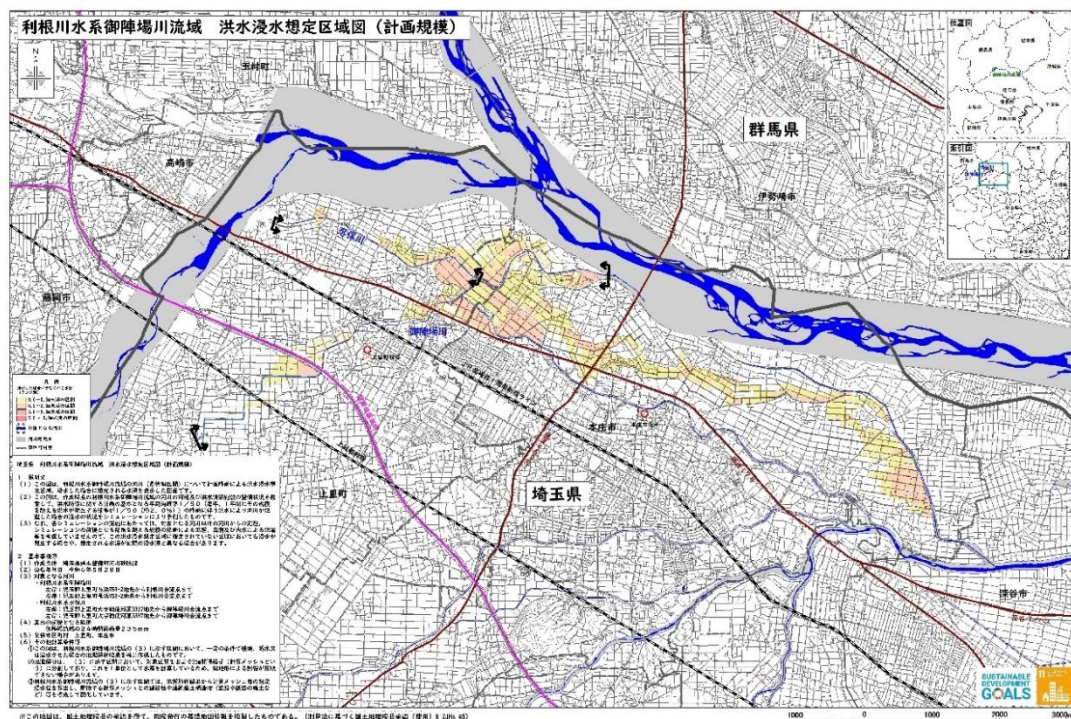


出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より





出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より



出典) 埼玉県ホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」より



第6 土砂災害警戒区域等

【土砂災害警戒区域等】

No.	土砂災害警戒区域等の名称	住所	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	指定年月日
1	下勝沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
2	新屋敷	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
3	間瀬-5	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
4	間瀬-6	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
5	勝沢	児玉町河内	土石流	H18.12.26
6	勝沢左1	児玉町河内	土石流	H18.12.26
7	勝沢左2	児玉町河内	土石流	H18.12.26
8	浅間沢	児玉町元田	土石流	H18.12.26
9	浅間沢右1	児玉町元田	土石流	H18.12.26
10	大平沢	児玉町太駄	土石流	H18.12.26
11	御厨川	児玉町飯倉	土石流	H18.12.26
12	御厨川左1	児玉町飯倉	土石流	H18.12.26
13	女堀川	児玉町宮内	土石流	H18.12.26
14	女堀川右2	児玉町宮内	土石流	H18.12.26
15	女堀川右1	児玉町宮内	土石流	H18.12.26
16	西南-3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
17	平沢-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
18	平沢-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
19	横畑-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
20	横畑-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
21	西南-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
22	西南-6	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
23	平沢-1-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
24	平沢-1-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
25	西南-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
26	西南-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
27	西南-3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
28	西南-4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
29	平沢-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
30	阿久戸	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
31	阿久戸-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
32	阿久戸-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
33	寺平-2-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
34	寺平-2-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
35	殿谷戸-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
36	殿谷戸-2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
37	殿谷戸-3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
38	殿谷戸-4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
39	殿谷戸-6	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
40	寺平	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
41	殿谷戸-1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
42	殿谷戸-4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
43	殿谷戸-5	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
44	殿谷戸-6	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
45	西南沢	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
46	横畑川	児玉町太駄	土石流	H20.12.24

第2節 自然環境の特性

No.	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害の 発生原因となる 自然災害の種類	指定年月日
47	平沢川下流	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
48	平沢川支溪 1 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
49	平沢川支溪 2 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
50	平沢川支溪 3 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
51	平沢川支溪 4 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
52	千ヶ谷沢南	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
53	千ヶ谷沢	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
54	殿谷戸沢 1 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
55	殿谷戸沢 2 号	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
56	殿谷戸沢南	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
57	殿谷戸沢北	児玉町太駄	土石流	H20. 12. 24
58	小塚－ 2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
59	上稲沢－ 1	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
60	寺山	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
61	下稲沢－ 1	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
62	下稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
63	下稲沢－ 3	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
64	上稲沢	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
65	中稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
66	中稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
67	下谷戸－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
68	寺山－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
69	寺山－ 2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
70	神子沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
71	中川原－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
72	中川原－ 2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
73	木戸－ 1	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
74	木戸－ 2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
75	上元田－ 3	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
76	上元田－ 4	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
77	上元田－ 5	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
78	中元田－ 1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
79	中元田－ 2	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
80	日影－ 1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
81	日影－ 2	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
82	迎	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
83	小塚－ 1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
84	小塚－ 3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
85	小塚－ 4	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
86	太駄中－ 1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
87	太駄中－ 2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
88	沢戸	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
89	中元田－ 3	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
90	上稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
91	上稲沢－ 3	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
92	大稲沢－ 1	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
93	大稲沢－ 2	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
94	大稲沢－ 3	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
95	大稲沢－ 4	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
96	下谷戸	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29

No.	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害の 発生原因となる 自然災害の種類	指定年月日
97	寺山－1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
98	寺山－2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
99	神子沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
100	藤沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
101	日影－1	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
102	小塚－1	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
103	殿谷戸－2	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
104	殿谷戸－3	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
105	上元田－2	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
106	下谷戸－2	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23. 3. 29
107	内出沢西	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
108	藤の沢1号	児玉町元田	土石流	H23. 3. 29
109	浅間沢支溪	児玉町元田	土石流	H23. 3. 29
110	中元田沢	児玉町元田	土石流	H23. 3. 29
111	間瀬南沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
112	藤の沢2号	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
113	下木戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
114	中木戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
115	上木戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
116	神子沢－1	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
117	神子沢－2	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
118	八殿谷沢－1	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
119	八殿谷沢－2	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
120	宇津木沢南	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
121	宇津木沢	児玉町太駄	土石流	H23. 3. 29
122	下谷戸沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
123	橋倉沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
124	新屋敷沢	児玉町河内	土石流	H23. 3. 29
125	稲聚川支溪1号	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
126	稲聚川支溪2号	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
127	内出沢	児玉町稲沢	土石流	H23. 3. 29
128	高柳－3	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
129	生野	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
130	高柳－2	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
131	間瀬－3－1	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
132	間瀬－3－2	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
133	黒石	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
134	根岸－1	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
135	根岸－2	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
136	山崎	児玉町飯倉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
137	下町－3	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
138	小平－2	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
139	小平－3	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
140	小平－4	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
141	間瀬－4	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
142	下浅見	児玉町下浅見	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
143	宮内－1	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
144	滝の前－1	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
145	滝の前－2	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
146	滝の前－3	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30

第2節 自然環境の特性

No.	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害の 発生原因となる 自然災害の種類	指定年月日
147	滝の前－4	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
148	下町－2	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
149	秋山－1－1	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
150	秋山－1－2	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
151	秋山－2	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
152	秋山－4	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
153	秋山－6	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
154	小平－1	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
155	内出	児玉町入浅見	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
156	南十条8区－1	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
157	高柳－4	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
158	山崎	児玉町飯倉	急傾斜地の崩壊	H24. 3. 30
159	小平川	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
160	淵の前沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
161	黒石川	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
162	間瀬沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
163	間瀬上沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
164	天王沢	児玉町飯倉	土石流	H24. 3. 30
165	生野沢東	児玉町児玉	土石流	H24. 3. 30
166	生野沢西	児玉町児玉	土石流	H24. 3. 30
167	中通り沢	児玉町秋山	土石流	H24. 3. 30
168	普明寺沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
169	石木沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
170	春貞寺沢	児玉町小平	土石流	H24. 3. 30
171	御厨川支溪	児玉町飯倉	土石流	H24. 3. 30
172	山崎沢	児玉町飯倉	土石流	H24. 3. 30
173	宮内沢支溪南	児玉町宮内	土石流	H24. 3. 30
174	宮内沢支溪北	児玉町宮内	土石流	H24. 3. 30
175	二ノ宮沢	児玉町宮内	土石流	H24. 3. 30
176	迎沢	児玉町太駄	土石流	H26. 9. 16
177	平沢－1	児玉町太駄	地滑り	H26. 9. 16
178	平沢－2	児玉町太駄	地滑り	H26. 9. 16
179	本泉	児玉町河内	地滑り	H26. 9. 16
180	寺山	児玉町河内	地滑り	H26. 9. 16
181	稲沢	児玉町稲沢	地滑り	H26. 9. 16
182	下稲沢	児玉町稲沢	地滑り	H26. 9. 16
183	日影	児玉町小平	地滑り	H26. 9. 16
184	生野山	児玉町児玉	地滑り	H26. 9. 16
185	東富田	東富田	急傾斜地の崩壊	H27. 6. 5
186	西富田	西富田	急傾斜地の崩壊	H27. 6. 5
187	四方田	四方田	急傾斜地の崩壊	H27. 6. 5

第7 山地災害危険地区

【地すべり危険地区】

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	滝の前	本庄市	和尚山	和尚山	6.0
2	宇津木	本庄市	児玉町太駄	宇津木	13.0
3	平沢	本庄市	児玉町太駄	馬木入	3.0

【山腹崩壊危険地区一覧表】

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	上ノ大徳	本庄市	児玉町稲沢	上ノ大徳	1.0
2	上ノ大倉沢	本庄市	児玉町稲沢	上ノ大倉沢	1.0
3	上ノ西耕地	本庄市	児玉町稲沢	上ノ西耕地	1.0
4	上ノ夏内	本庄市	児玉町稲沢	上ノ夏内	1.0
5	中川向	本庄市	児玉町稲沢	中川向	1.0
6	下出口	本庄市	児玉町稲沢	下出口	1.0
7	新屋敷	本庄市	児玉町河内	新屋敷	1.0
8	栗木作	本庄市	児玉町河内	栗木作	2.0
9	上屋敷	本庄市	児玉町河内	上屋敷	1.0
10	小塚	本庄市	児玉町太駄	小塚	1.0
11	南	本庄市	児玉町太駄	南	1.0
12	沢向	本庄市	児玉町太駄	沢向	1.0
13	久保	本庄市	児玉町太駄	久保	2.0
14	鳥平	本庄市	児玉町太駄	鳥平	1.0
15	上迎山	本庄市	児玉町太駄	迎山	1.0
16	下迎山	本庄市	児玉町太駄	迎山	2.0
17	清水沢	本庄市	児玉町太駄	清水沢	1.0
18	向山	本庄市	児玉町太駄	向山	1.0
19	滝の沢	本庄市	児玉町太駄	滝の沢	2.0
20	甘葉沢	本庄市	児玉町太駄	甘葉沢	2.0
21	向	本庄市	児玉町太駄	向	2.0
22	尻無山	本庄市	児玉町河内	尻無山	1.0
23	中川原	本庄市	児玉町河内	中川原	2.0
24	神子沢	本庄市	児玉町河内	神子沢	1.0
25	高沢	本庄市	児玉町河内	高沢	2.0
26	上間瀬	本庄市	児玉町小平	上間瀬	2.0
27	下間瀬	本庄市	児玉町小平	下間瀬	4.0

第2節 自然環境の特性

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
28	間瀬	本庄市	児玉町河内	間瀬	3.0
29	日影	本庄市	児玉町河内	日影	2.0
30	上八幡山	本庄市	児玉町小平	上八幡山	1.0
31	下八幡山	本庄市	児玉町小平	八幡山	1.0
32	鷹取越	本庄市	児玉町高柳	鷹取越	1.0
33	後元田	本庄市	児玉町元田	後元田	1.0
34	骨波田	本庄市	児玉町高柳	骨波田	1.0
35	天神	本庄市	児玉町秋山	天神	1.0
36	阿久戸	本庄市	児玉町太駄	阿久戸	1.0
37	小塚	本庄市	児玉町太駄	南	1.0
38	勝沢上	本庄市	児玉町河内	笹山	1.0
39	勝沢	本庄市	児玉町河内	勝沢	1.0
40	勝沢下	本庄市	児玉町河内	下勝沢	2.0
41	山ノ神	本庄市	児玉町河内	山ノ神	1.0
42	諏訪山	本庄市	児玉町稲沢	鷹沢	3.0
43	中稲沢	本庄市	児玉町稲沢	中瀬沢	1.0
44	下稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下耕地	1.0
45	間瀬	本庄市	児玉町河内	黒檜	2.0
46	下谷戸	本庄市	児玉町河内	下谷戸	1.0

【崩壊土砂流出危険地区一覧表】

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	和尚山	本庄市	宮内	和尚山	1.7
2	飯倉	本庄市	児玉町飯倉	大平	0.2
3	長泉沢	本庄市	児玉町高柳	岩崎	1.3
4	浅間沢	本庄市	児玉町元田	千手堂	2.6
5	元田	本庄市	児玉町薬師堂	元田	0.4
6	下稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下入東沢	1.2
7	上稲沢	本庄市	児玉町稲沢	上入沢	2.5
8	勝沢	本庄市	児玉町河内	勝沢	0.7
9	橋倉沢	本庄市	児玉町河内	橋倉沢	0.8
10	宇津木	本庄市	児玉町宇津木	宇津木	0.8
11	沢戸	本庄市	児玉町太駄	沢戸	1.2
12	反町	本庄市	児玉町太駄	中反	1.3
13	平沢	本庄市	児玉町太駄	馬不入	3.7

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
14	滝の沢	本庄市	児玉町太駄	滝の沢	0.7
15	日出	本庄市	児玉町太駄	迎	0.7
16	向沢	本庄市	児玉町太駄	向沢	1.4
17	神子沢	本庄市	児玉町河内	神子沢	2.1
18	木戸	本庄市	児玉町河内	木内	2.0
19	間瀬	本庄市	児玉町小平	上間瀬	4.1
20	小平	本庄市	児玉町小平	雷電林	2.0
21	根岸	本庄市	児玉町小平	馬不入	2.8
22	十二天	本庄市	児玉町秋山	大谷	2.1
23	稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下の竹	1.4
24	久保	本庄市	児玉町太駄	久保	0.8
25	橋ノ入	本庄市	児玉町小平	上間瀬	0.5
26	下間瀬	本庄市	児玉町小平	下間瀬	0.5
27	小平	本庄市	児玉町小平	栃木沢	0.4
28	東小平	本庄市	児玉町小平	柚子木入	0.6
29	山形	本庄市	児玉町小平	山形	0.4
30	木戸	本庄市	児玉町河内	稲荷山	0.2
31	手白山	本庄市	児玉町秋山	手白山	0.4

第8 重要水防区域一覧表

【重要水防区域一覧（直轄河川（利根川水系））】

事務所名	番号 ※	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当 土木事務所		
利根川上流 河川事務所	17	利根川	(重点) 越水（溢水）堤 体漏水	A B	右	本庄市 山王堂	182.5k 下127m 182.0k 下201m	200.7	危険箇所（越水）右岸182.35K付近 御陣場川霞堤開口部 計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	積み土のう 工法 竈止め工法
利根川上流 河川事務所	18	利根川	(重点) 工作物	A	右	本庄市 山王堂	182.5k 下200m	1箇所	月見草橋 桁下高不足かつ流下能力不足	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	
利根川上流 河川事務所	19	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 山王堂	182.0k 上201m 181.5k 上174m	606.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流 河川事務所	20	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 田中	181.5k 上174m 181.5k 上133m	40.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流 河川事務所	21	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 田中	181.5k 上133m 181.5k 下14m	146.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流 河川事務所	22	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 田中	181.5k 下14m 181.0k 下293m	956.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流 河川事務所	23	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 上仁手	181.0k 下293m 180.5k 上116m	272.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流 河川事務所	24	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 仁手	180.5k 上116m 180.5k	115.8	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流 河川事務所	25	利根川	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	本庄市 久々宇	180.5k 180.5k 下12m	11.7	水衝部深掘れあり 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	木流し工法
利根川上流 河川事務所	26	利根川	水衝洗掘	B	右	本庄市 久々宇	180.5k 下12m 180.5k 下251m	239.0	水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	木流し工法
利根川上流 河川事務所	27	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 仁手	180.5k 下291m 180.0k 上93m	198.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法
利根川上流 河川事務所	28	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注	右	本庄市 仁手	180.0k 上93m 180.0k 上52m	40.8	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法
利根川上流 河川事務所	29	利根川	堤体漏水 水衝洗掘 旧川跡	B B 要注	右	本庄市 仁手	180.0k 上52m 180.0k 上17m	35.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり 旧川跡	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 木流し工法
利根川上流 河川事務所	30	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 仁手	180.0k 上17m 180.0k 下249m	266.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 木流し工法
利根川上流 河川事務所	31	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 下仁手	180.0k 下249m 179.5k 上192m	77.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法

事務所名	番号※	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当 土木事務所		
			旧川跡	要注					旧川跡				木流し工法
利根川上流河川事務所	32	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 下仁手	179.5k 上192m 179.5k 上31m	160.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 木流し工法
利根川上流河川事務所	33	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 上31m 179.5k	31.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法
利根川上流河川事務所	34	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 179.5k 下101m	100.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 竈止め工法
利根川上流河川事務所	35	利根川	堤体漏水 水衝洗掘	B B	右	本庄市 下仁手	179.5k 下101m 179.5k 下201m	100.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査） 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 竈止め工法 木流し工法
利根川上流河川事務所	36	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 下201m 179.5k 下251m	50.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性・安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	築きまわし 工法 竈止め工法
利根川上流河川事務所	37	利根川	堤体漏水	B	右	本庄市 下仁手	179.5k 下251m 178.5k	752.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法
利根川上流河川事務所	38	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝洗掘	B B B	右	本庄市 下仁手	178.5k 178.0k 上156m	347.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所 水衝部深掘れあり	板東上流 水害予防組合	本庄県土整備 事務所	八斗島 出張所	竈止め工法 釜段工法 木流し工法

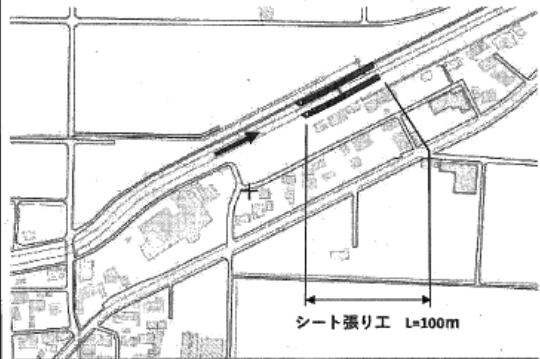
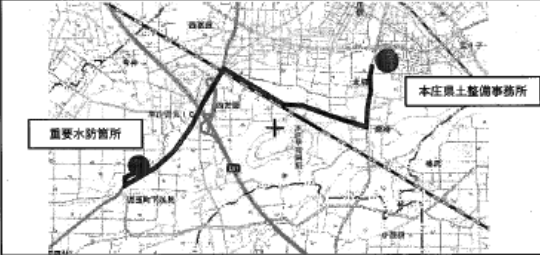
※番号は、埼玉県水防計画資料編「令和6年度直轄河川重要水防箇所一覧表」においてとりまとめている番号

第2節 自然環境の特性

【重要水防区域一覧（管理河川（利根川水系））】

番号	県及び市町村		河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			
小山県1	埼玉県 本庄・熊谷	本庄市 深谷市	小山川	高築堤	高	左	本庄市牧西 ～ 深谷市高島	7.9k m ～ 0.0k m	7,860	高築堤河川	シート張り工
小山県2	埼玉県 本庄・熊谷	本庄市 深谷市	小山川	高築堤	高	右	本庄市牧西 ～ 深谷市高島	7.9k m ～ 0.0k m	7,860	高築堤河川	シート張り工
女1	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	工事箇所	要	左	本庄市 児玉町蛭川	7.3k m ～ 7.2k m	124	堰撤去に伴う仮護岸施工箇所 R3.5月完成、河川改修	シート張り工
女2	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	工事箇所	要	右	本庄市 児玉町蛭川	7.3k m ～ 7.2k m	124	堰撤去に伴う仮護岸施工箇所 R3.5月完成、河川改修	シート張り工
元小1	埼玉県 本庄県土	本庄市	元小山川	堤防高	B	左	本庄市傍示堂 ～ 本庄市牧西	2.1k m ～ 1.0k m	1,550	堤防余裕高不足	積土のう工
元小2	埼玉県 本庄県土	本庄市	元小山川	堤防高	B	左	本庄市傍示堂 ～ 本庄市牧西	2.1k m ～ 0.8k m	1,550	堤防余裕高不足	積土のう工 シート張り工
御1	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	左	上里町神保原町 ～ 本庄市山王堂	2.4k m ～ 1.1k m	1,300	堤防余裕高不足	積土のう工
御2	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	右	上里町神保原町 ～ 本庄市山王堂	2.4k m ～ 1.1k m	1,300	堤防余裕高不足	積土のう工
御3	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	左	本庄市都島	0.9k m ～ 0.8k m	100	堤防余裕高不足	積土のう工
御4	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	右	本庄市都島	0.9k m ～ 0.8k m	100	堤防余裕高不足	積土のう工

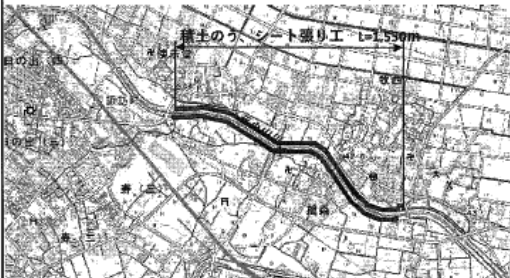
【最重要水防箇所】

番号	河川名	重要度		重要水防箇所（地先名）	本庄県土整備事務所				
女1・2	女堀川	要	工事施工	本庄市児玉町蛭川地内					
工法名：シート張り工  シート張り工 L=100m <table><tr><td>搬入ルート</td><td>所要時間 設置時間込</td><td>40分</td><td>搬入者 設置者</td><td>内藤建設工業㈱</td></tr></table> 						搬入ルート	所要時間 設置時間込	40分	搬入者 設置者
搬入ルート	所要時間 設置時間込	40分	搬入者 設置者	内藤建設工業㈱					

必要な水防資機材

・シート張り（ブルーシート） 50枚

【最重要水防箇所】

番号	河川名	重要度		重要水防箇所（地先名）		本庄県土整備事務所				
元小1・2	元小山川	B	堤防高	本庄市傍示堂～牧西						
工法名：積土のう工  <table><tr><td>搬入ルート</td><td>所要時間 設置時間込</td><td>60分</td><td>搬入者 設置者</td><td>災害協定業者 災害協定業者</td></tr></table> 							搬入ルート	所要時間 設置時間込	60分	搬入者 設置者
搬入ルート	所要時間 設置時間込	60分	搬入者 設置者	災害協定業者 災害協定業者						
必要な水防資機材 ・土のう ・シート張り（ブルーシート）										

【堰、樋管、水門等の操作基準表】

番号	河川名	名称	位置	管理者	解放の基準	閉鎖の基準	備考
1	利根川	備前渠用水第 3 号 樋門	右岸 本庄市大字久々字地内	備前渠用水 土地改良区理事長	水位状況判断による	洪水時樋門上流側水位標140mに達したとき閉扉する。その他の場合は 開扉する	

第9 ため池の状況

【ため池の状況】

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)
1	十二天池	児玉町秋山字日向山3433-2先	9.1	142.5	44.0
2	飯倉池	児玉町飯倉字乙大平1457-2	15.3	81.0	15.0
3	細田の池	児玉町秋山字一ノ谷2430-2	4.9	26.6	4.2
4	大町池	児玉町秋山字大町623	2.7	50.0	6.2
5	諏訪池	児玉町秋山字諏訪平558-7	4.3	37.0	4.0
6	高柳の池	児玉町高柳字宇留井425-2	6.7	92.3	30.3
7	篠の池	児玉町塩谷字篠谷983-2	8.0	70.0	17.0
8	一の谷池	児玉町秋山字中山3031	12.7	165	81.0
9	馬内池	児玉町高柳字丙馬内642	3.2	35.0	4.5

第3節 社会環境の特性

第1 人口・世帯数の推移

【人口・世帯数等の推移】

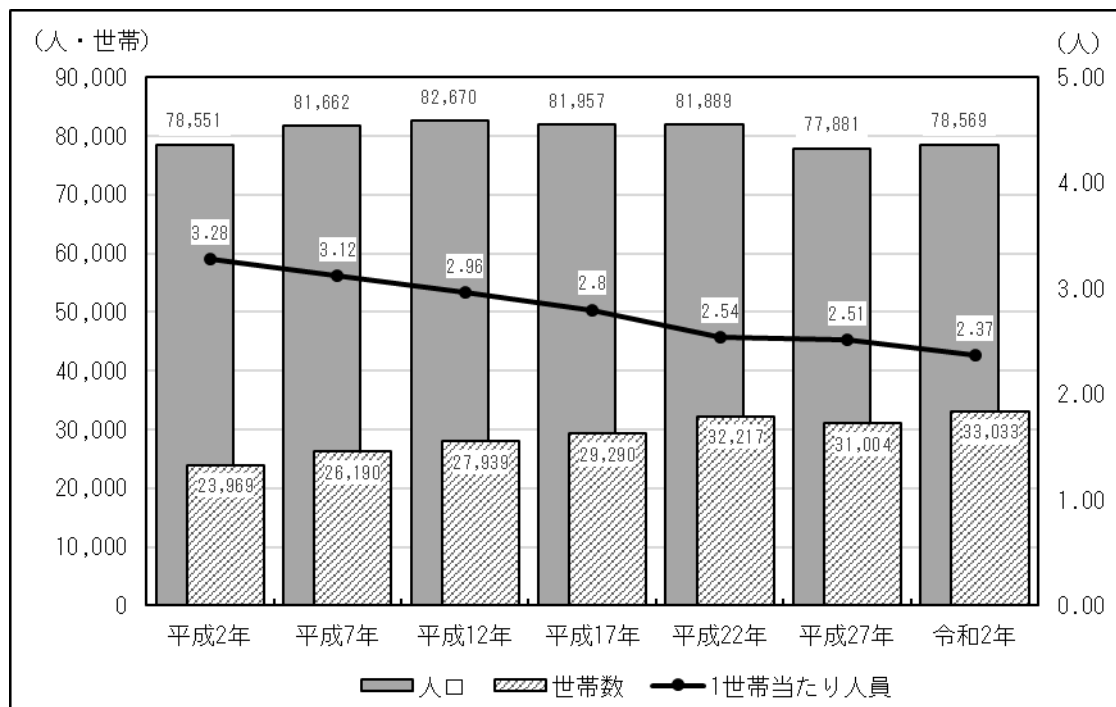
年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
平成 2年		23,969	78,551	3.28	876
平成 7年		26,190	81,662	3.12	910
平成12年		27,939	82,670	2.96	922
平成17年		29,290	81,957	2.80	914
平成22年		32,217	81,889	2.54	913
平成27年		31,004	77,881	2.51	868
令和 2年		33,033	78,569	2.37	876

※ 平成17年以前の値は、合併前の旧本庄市と旧児玉町を合算した。

※ 人口密度は、市の面積を89.69km²として算定した。

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

【人口・世帯数等の推移】



出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第3節 社会環境の特性

第2 年齢別人口

【年齢別人口】

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	8,894	11.3	4,447	4,447
生産年齢人口	15～64歳	45,696	58.1	23,856	21,840
老年人口	65歳以上	22,661	28.8	10,103	12,558
	(75歳以上)	11,201	14.2	4,504	6,697
	(不詳)	1,318	1.6	810	508
合 計		78,569	—	39,216	39,353

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第3 昼夜別人口

【昼夜別人口】

常住地による人口			従業地・通学地による人口			昼夜間人口 比率（%）
夜間人口 （人）	流出人口（人）		昼間人口 （人）	流入人口（人）		
	県内他市町村	県外		県内他市町村	県外	
78,569	11,944	6,805	79,878	14,361	5,697	101.6

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第4 市外への通勤者及び通学者数

【市外への通勤者及び通学者数（15歳以上）】

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者	41,336	38,002	3,334
自市で従業・通学	21,019	19,601	1418
他市区町村で従業・通学	19,152	17,317	1835
県内	11,913	10,892	1021
深谷市	3,112	2,662	450
上里町	2,471	2,466	5
美里町	1,386	1,386	-
熊谷市	1,449	1,208	241
神川町	924	912	12
寄居町	566	517	49
さいたま市	583	517	66
上尾市	114	97	17
その他	1,308	1,127	181
県外	6,766	6,039	727
群馬県	5,100	4,750	350
伊勢崎市	1,662	1,626	36
高崎市	1,191	1,016	175
その他	2,247	2,108	139
東京都	1,375	1,061	314
その他県	291	228	63

※1 従業地・通学地「不詳」を含む。

※2 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

※3 上記理由により、総数は内訳の合計と一致しないことがある。

出典) 総務省統計局「国勢調査報告」(令和2年現在)

第5 要配慮者人口

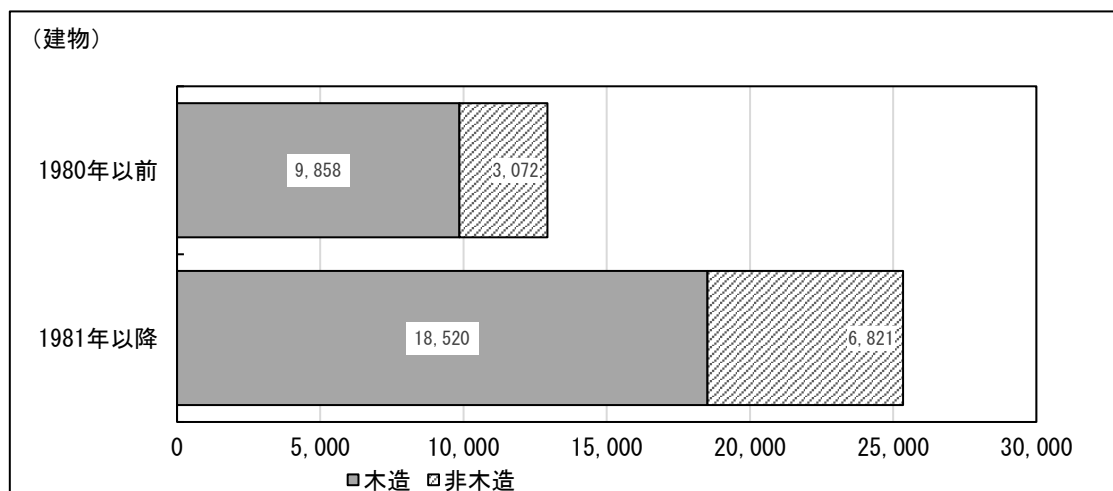
【要配慮者人口】

区分	人口	時点
65歳以上の高齢者	22,763	令和6年4月1日
75歳以上の高齢者	12,064	令和6年4月1日
要介護（要支援）認定者数	3,876	令和6年3月31日
6歳未満の乳幼児	2,261	令和6年4月1日
障害者手帳所持者数	3,941	令和6年3月31日
外国人人口	3,124	令和6年4月1日

※ 住民基本台帳、要介護（要支援）認定及び障害者手帳で把握可能な要配慮者

第6 建物

【建築時期別、建物構造別住宅棟数（単位：棟）】



出典) 本庄市資料（固定資産家屋データ、ハコモノカルテ等）より整理

第7 交通

【駅乗車人員（単位：人／日）】

年	1日当たりの平均乗車人員		
	高崎線 本庄駅	八高線 児玉駅	上越新幹線 本庄早稻田駅
平成28年	10,315	341	2,170
平成29年	10,119	348	2,218
平成30年	9,972	373	2,278
令和元年	9,853	356	2,233
令和 2年	6,700	—	1,286
令和 3年	7,420	—	1,398
令和 4年	8,058	—	1,722

出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成28年～令和4年)

※ 「—」はデータがないことを示す。

第8 土地利用

【地目別土地面積の推移（単位：ha）】

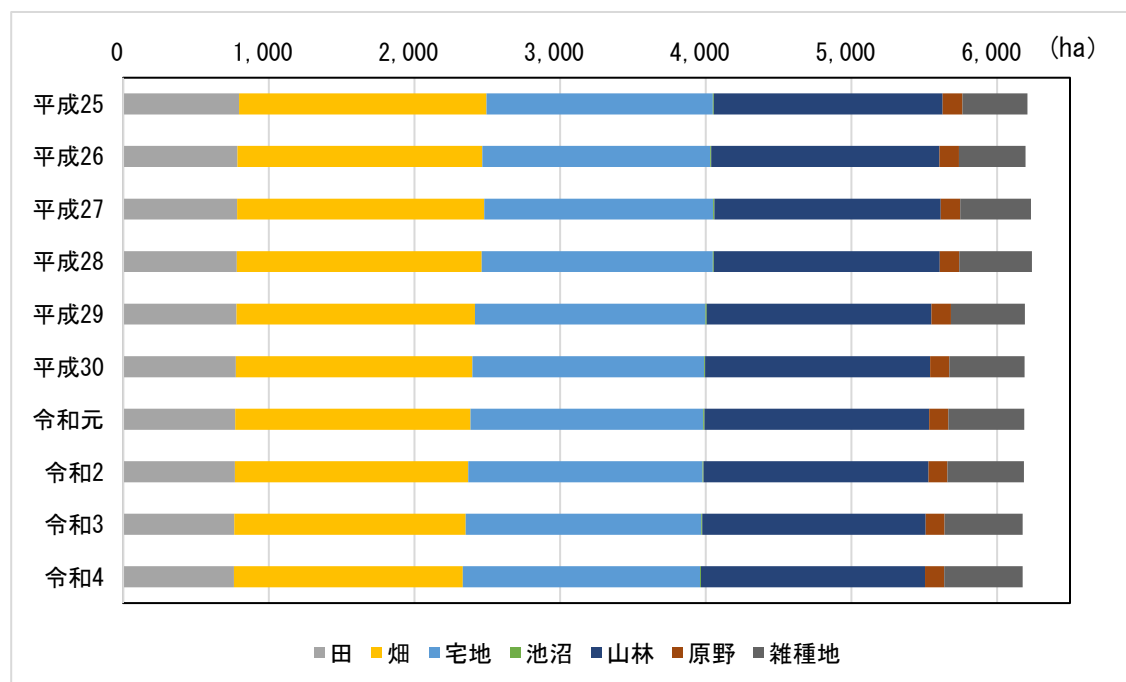
年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
平成25年	6209.1	797.0	1698.8	1551.4	7.7	1571.4	136.8	446.0
平成26年	6194.6	785.6	1681.2	1562.9	7.5	1565.8	135.8	455.8
平成27年	6231.6	782.6	1696.5	1571.9	7.8	1553.5	134.5	484.8
平成28年	6238.0	781.3	1681.5	1584.7	7.5	1551.9	133.6	497.5
平成29年	6189.6	778.6	1637.8	1581.6	7.5	1544.3	132.2	507.6
平成30年	6187.5	774.8	1623.5	1590.7	7.4	1543.5	131.7	515.9
令和元年	6185.6	771.0	1613.2	1598.5	7.4	1543.5	131.5	520.5
令和2年	6183.9	767.8	1602.0	1608.4	7.4	1542.7	130.7	524.9
令和3年	6175.8	763.7	1588.2	1616.9	7.4	1532.2	130.3	537.1
令和4年	6175.8	760.4	1572.5	1627.5	7.4	1538.1	130.1	539.8
(%)	(100)	(12.3)	(25.5)	(26.4)	(0.1)	(24.9)	(2.1)	(8.7)
R4/H25	0.99	0.95	0.93	1.05	0.96	0.98	0.95	1.21

※1 年欄の「R4/H25」は、平成25年を基準とした令和4年の面積比を示す。

※2 雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地及び遊園地等である。

出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成19年～平成28年、各年1月1日現在)

【地目別土地面積の推移（単位：ha）】



出典) 埼玉県「埼玉県統計年鑑」(平成25年～令和4年、各年1月1日現在)

第4節 防災組織関連

第1 本庄市防災会議条例

○本庄市防災会議条例

平成18年1月10日

条例第188号

改正 平成24年10月1日条例第22号

平成27年3月30日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本庄市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (3) 埼玉県警察本部の警察官のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (4) 本庄市議会議長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 12人以内
 - (6) 本庄市教育委員会教育長
 - (7) 児玉郡市広域消防本部消防長、中央消防署長及び本庄市消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 10人以内
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (10) 本庄市自治会連合会、埼玉ひびきの農業協同組合その他防災に密接な関係を有する組織から市長が任命する者 5人以内
- 6 前項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例第1条の規定による改正後の本庄市防災会議条例第3条第5項第9号の規定により最初に任命する委員の任期については、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月30日条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2 本庄市防災会議規則

○本庄市防災会議規則

平成29年9月13日

規則第38号

(趣旨)

第1条 本庄市防災会議条例（平成18年本庄市条例第188号）第5条の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開の可否等)

第3条 会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第4条 防災会議は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 防災会議は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第6条 防災会議は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 防災会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、市民生活部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、防災会議が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3 本庄市防災会議に関する規程

○本庄市防災会議に関する規程

平成18年1月10日

訓令第55号

改正 平成19年3月29日 訓令第2号

平成22年4月1日 訓令第6号

平成25年4月1日 訓令第7号

平成29年9月13日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市防災会議規則（平成29年本庄市規則第38号）第9条の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 本庄市防災会議条例（平成18年本庄市条例第188号）第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、委員に対して招集の日時、場所及び議題を通知して行うものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないときは、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会長の専決処分)

第5条 防災会議の権限に属する事項で特に指定したものは、会長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の防災会議に報告しなければならない。

(公表)

第6条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合は、公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日訓令第13号）

この訓令は、公示の日から施行する。

第4 本庄市防災会議委員名簿

【本庄市防災会議委員名簿】

委員の別	区分（人数）	関係機関	職名
1号委員	指定地方行政機関 (2人以内)	国土交通省関東地方整備局 利根川上流域河川事務所八斗島出張所	-
2号委員	県の機関 (4人以内)	埼玉県北部地域振興センター	-
		埼玉県本庄保健所	-
		埼玉県本庄農林振興センター	-
		埼玉県本庄県土整備事務所	-
3号委員	警察の機関 (2人以内)	埼玉県本庄警察署	-
		埼玉県児玉警察署	-
4号委員	本庄市議会	本庄市議会	議長
5号委員	市の職員 (12人以内)	本庄市	-
6号委員	教育委員会	本庄市教育委員会	教育長
7号委員	消防機関	児玉郡市広域消防本部	消防長
		児玉郡市広域消防本部中央消防署	署長
		本庄市消防団	団長
8号委員	指定公共機関 指定地方公共機関 (10人以内)	日本郵便株式会社本庄郵便局	-
		日本郵便株式会社児玉郵便局	-
		東日本旅客鉄道株式会社本庄早稻田駅	-
		東日本旅客鉄道株式会社本庄駅	-
		東日本旅客鉄道株式会社児玉駅	-
		東日本電信電話株式会社	-
		東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	-
		本庄ガス株式会社	-
		埼玉県トラック協会本庄児玉郡支部	-
9号委員	自主防災組織を構成する者 学識経験者 (2人以内)	本庄市赤十字奉仕団	-
		本庄市民生委員児童委員協議会	-
10号委員	自治会 農協 その他の関係組織 (5人以内)	本庄市児玉郡医師会	-
		本庄市児玉郡薬剤師会	-
		本庄市自治会連合会	-
		本庄商工会議所	-
		埼玉ひびきの農業協同組合	-

第5 本庄市災害対策本部条例

○本庄市災害対策本部条例

平成18年1月10日

条例第189号

改正 平成24年10月1日 条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、本庄市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第6 本庄市災害対策本部に関する規程

○本庄市災害対策本部に関する規程

平成18年1月10日

訓令第56号

改正 平成18年3月30日 訓令第64号

平成19年3月29日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市災害対策本部条例(平成18年本庄市条例第189号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、本庄市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 災害対策副本部長に事故があるときは、あらかじめ災害対策副本部長が指定した順序により災害対策副本部長がその職務を代理する。

(本部員会議)

第3条 災害対策本部に災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策副本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度災害対策副本部長が招集し、会議の議長は災害対策副本部長が当たる。

(部及び班)

第4条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

2 部の名称及び班の事務分掌は、本庄市地域防災計画に定めるところによる。

(班)

第5条 班に班長を置く。

2 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部付)

第6条 災害対策副本部長は、災害対策本部の活動の万全を期するため、必要と認める場合は職員のうちから本部付として委嘱することができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、非常招集の令達、応招、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な事項は、災害対策副本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成18年3月30日訓令第64号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

第5節 災害救助法

第1 災害救助基準

【令和5年度災害救助基準】

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊全焼 流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	

第5節 災害救助法

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2 災害救助の種類と実施者

【救助の種類と実施者（災害が発生した場合の救助）】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7 日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	・ 県（建設） ・ 市（対象者、敷地の選定）
炊き出しその他による食品の 給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品 の供与又は貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内 （但し、助産は分娩した日か ら 7 日以内）	・ 知事及び日本赤十字社 県支部（医療班派遣） ・ 市（その他）
被災者の救出	3 日以内	市
住宅の応急修理	3 か月以内 （緊急修理：10 日以内）	市
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
死体の搜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

【救助の種類と実施者（災害が発生するおそれがある場合の救助）】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の供与	7 日以内	市

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

第3 本庄市の災害救助法適用基準

【本庄市の災害救助法適用基準】

①	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。	

第6節 情報の収集伝達

第1 震度計

【震度計】

所在地	観測場所名	備考
①本庄3-5-3	本庄市役所	埼玉県
②本庄3-6	城下公園	気象庁、防災科学技術研究所
③児玉町児玉385	児玉総合支所第二庁舎	気象庁、埼玉県

第2 雨量測定場所

【雨量測定場所】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①西富田904-3	-	児玉郡市広域消防本部	児玉郡市広域消防本部
②北堀818-1	女堀川	本庄県土整備事務所	本庄県土整備事務所
③児玉町長沖	小山川	十二天橋	本庄県土整備事務所
④児玉町河内	小山川	児玉町河内	本庄県土整備事務所
⑤児玉町太駄字水口280-1地先	-	児玉町太駄	本庄県土整備事務所

第3 水位観測所・河川監視カメラ設置場所

【水位観測所（従来型、簡易型）】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①栗崎1198-18	小山川	栗崎大橋	
②今井206-6	女堀川	今井大橋	
③児玉町児玉681-4	小山川	十二天橋	
④小島5-5-45	元小山川	湧泉橋	
⑤西五十子	小山川	泉沢橋	
⑥都島地先	御陣場川	河原橋	
⑦堀田地先	備前渠川	喜七八橋	

【水位観測所】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①早稲田の杜1-6-4	男堀川	男堀川左岸	
②東台5-2-5	元小山川	元小山川右岸	
③児玉町八幡山597-2	女堀川	女堀川左岸	

【河川監視カメラ設置場所】

所在地	河川名等	観測場所名	備考
①栗崎	小山川	栗崎大橋	
②今井	女堀川	今井大橋	
③小島	元小山川	湧泉橋	
④早稲田の杜一丁目地先	男堀川	早稲田の杜	
⑤児玉町金屋地先	小山川	十二天橋	
⑥堀田	小山川	堀田	

第4 被害報告判定基準

災害報告取扱要領

昭和45年 4月10日
消防防第246号消防庁長官
改正 昭和58年12月 消防総第833号
消防災第279号
消防救第 58号
昭和59年10月 消防災第267号
平成 6年12月 消防災第278号
平成 8年 4月 消防災第 59号
平成13年 6月 消防災第101号
消防情第 91号
平成31年4月消防応第28号
令和3年5月消防応第29号
令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修3しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水し

たものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

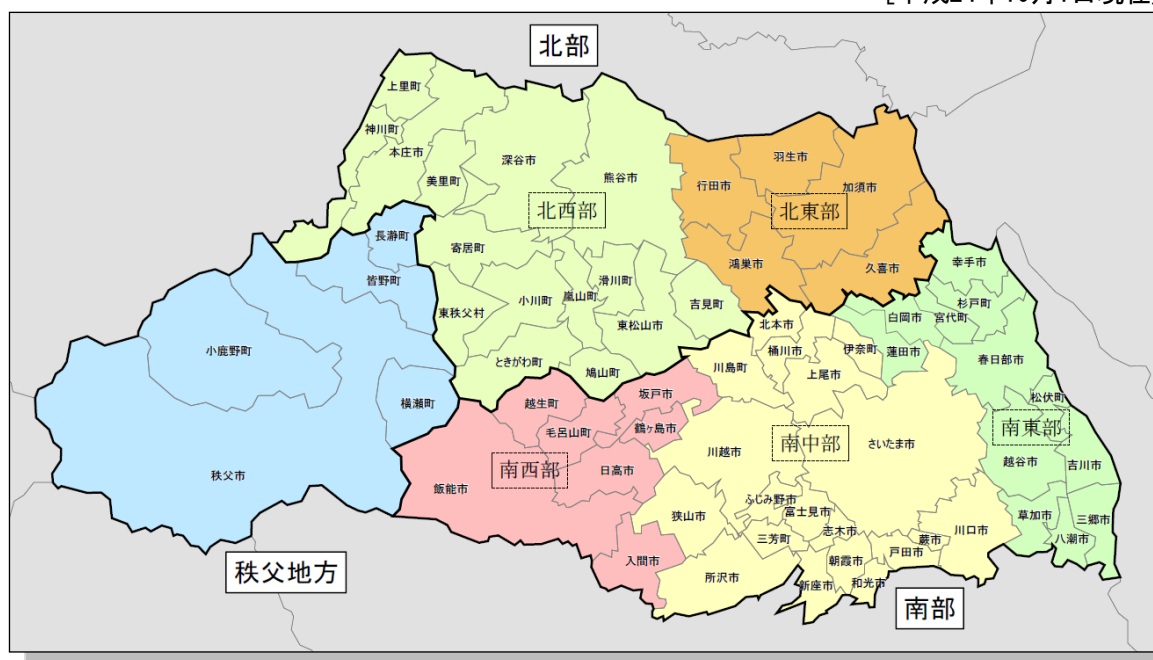
6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律5第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

[平成24年10月1日現在]



	＜一次細分区域＞	＜市町村等をまとめた地域＞	＜二次細分区域＞
埼玉県全域	南 部	南東部	（該当市町村）
		南中部	（該当市町村）
		南西部	（該当市町村）
	北 部	北東部	（該当市町村）
		北西部	本庄市他
	秩父地方		（該当市町村）

第6 警報・注意報発表基準

【本庄市における警報・注意報発表基準一覧表】

(令和5年6月8日現在)

本庄市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		北西部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水		流域雨量指数基準	元小山川流域=4.8 女堀川流域=10.7
			複合基準※1	元小山川流域=(15, 4.1) 女堀川流域=(5, 9.9)
			指定河川洪水予報による基準	烏川流域(岩鼻)、神流川(若泉)、利根川上流部(八斗島)
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	97
	洪水		流域雨量指数基準	元小山川流域=3.8、女堀川流域=8.5
			複合基準※1	元小山川流域=(7, 3.7) 女堀川流域=(5, 8.5)
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部(八斗島)
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷		—	—
	融雪		—	—
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25% 実効湿度55%	—
	なだれ		—	—
	低温		夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下※2	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

※2 冬季の気温は熊谷地方気象台の値。

資料：気象庁

【特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

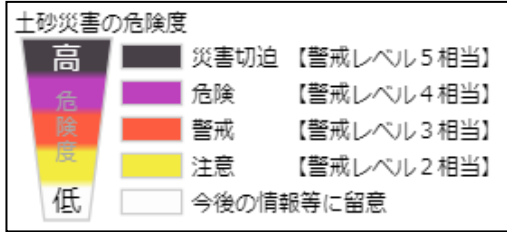
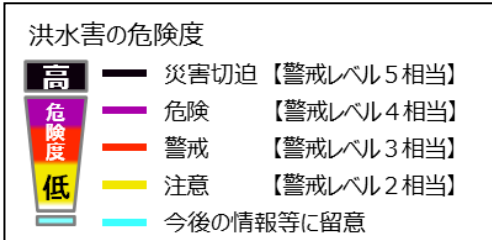
【雨に関する本庄市の50年に一度の値】[令和4年3月24日現在]

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区域	二次細分 区域	R48 (mm)	R03 (mm)	SW1
埼玉県	埼玉県	北部	北西部	本庄市	390	112	226

- ※1 略語の意味は右のとおり。
R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)
- ※2 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- ※3 R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- ※4 特別警報は、県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- ※5 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

第7 キキクル等の種類と概要

【キキクル等の種類と概要】

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  土砂災害の危険度 - 高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】 - 危険度 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】 - 危険度 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】 - 危険度 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】 - 低 (白) 今後の情報等に留意
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  洪水害の危険度 - 高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】 - 危険度 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】 - 危険度 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】 - 危険度 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】 - 低 (白) 今後の情報等に留意
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点における洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

第8 警戒レベルを用いた避難情報の区分

【警戒レベルを用いた避難情報の区分】

避難情報等	発令時の状況	市民に求める行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生※ ¹ 又は切迫※ ² している状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※1 災害発生：堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生

※2 災害の切迫：水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとして判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況

※3 用語の説明

①避難：災害から命を守るための行動

②立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

③近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテル等の近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

④屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅等の居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

第9 避難の実施の指示の実施責任者

【避難の指示の実施責任者】

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

【警戒区域の設定権者】

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条

※ 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

【避難の指示、警戒区域の設定について】

区分	内容
避難指示	災害対策基本法第60条に基づく避難の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられる。
警戒区域の設定	災害対策基本法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずるものである。

第10 噴火等に関する情報

1 埼玉県災害オペレーション支援システム等で取得する情報

- (1) 噴火警報・予報
- (2) 火山の状況に関する解説情報
- (3) 噴火に関する火山観測報
- (4) 噴火速報
- (5) 降灰予報

2 噴火警報・予報、降灰予報について

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や市民の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。

(3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の市民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ることを目的に発表する。噴火速報は次のような場合に発表する。

- ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※
 - ウ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

【降灰予報で使用する降灰量階級表】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

(7) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予

報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

第7節 ライフライン関係

第1 水道施設の状況

【水道施設】

水道施設名	所在地	電話番号	備考
第一浄水場	千代田3丁目4番5号	0495-22-2151	有人
第二浄水場	小島339番地	0495-24-1958	無人
都島浄水場	都島772番地1	0495-21-3442	無人
児玉浄水場	児玉町児玉南2丁目16番14号	なし	無人
下真下受水場	児玉町下真下362番地	なし	無人
高柳配水場	児玉町高柳36番地	なし	無人

【給水区域及び給水人口、最大給水量】

(令和6.4.1現在)

給水区域	計画給水人口 (人)	区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	最大給水量 (m ³ /日)
本庄市全域 (上仁手及び山林地を除く) 上里町大字大御堂、大字嘉美の各一部及び 神川町大字元原、大字二ノ宮の各一部並び に群馬県伊勢崎市境島村の一部	81,825	77,463	77,325	34,532

【水源及び配水池】

水源		配水池		
水源の別	取水方法	池数	総有効容積	配水方法
地下水 浄水受水	水中ポンプ揚水 第二浄水場・下真下受水場にて受水	27	37,614m ³	ポンプ加圧式及び 自然流下方式

【給水区域及び給水人口、最大給水量】

給水能力		取水地点	
一人一日最大給水量	一日最大給水量		
559.00	45,260m ³	本庄6号井	小島339
		本庄8号井	杉山98-2
		本庄9号井	小島339
		本庄10号井	小島157
		本庄11号井	小島211-1
		本庄13号井	杉山70-2
		本庄14号井	杉山64-3
		本庄15号井	山王堂713-1
		本庄16号井	新井1029-1
		本庄17号井	沼和田1105
		本庄19号井	都島772-1
		本庄20号井	小島629
		本庄21号井	都島904-1
		本庄22号井	小島339
		児玉1号井	児玉町金屋1609-3
		児玉5号井	児玉町児玉1836-5
		児玉6号井	児玉町児玉755-1
		児玉7号井	児玉町秋山1872

第2 本庄市下水道の状況

【本庄市下水道の状況】

(令和6.4.1現在)

計画人口(人)	整備人口(人)	水洗化人口(人)
50,770	48,016	42,623

第3 本庄市農業集落排水の状況

【本庄市農業集落排水の状況】

(令和6.4.1現在)

農業集落排水 供用地区	計画人口 (人)	施設能力 (m ³ /日)	整備人口 (人)	水洗化人口 (人)
田 中	590	160m ³ /日	308	308
宮 戸	500	235m ³ /日	278	269
牧 西	1,010	273m ³ /日	596	531
滝瀬・堀田	880	238m ³ /日	520	375
仁手・下仁手・久々宇	980	265m ³ /日	811	449

第8節 市内危険物施設の状況

第1 市内危険物施設の状況

【市内危険物施設の状況】

(令和5.4.1現在)

製造所等の別		数
製造所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	58
	屋外タンク貯蔵所	21
	屋内タンク貯蔵所	7
	地下タンク貯蔵所	47
	移動タンク貯蔵所	12
	屋外貯蔵所	14
取扱所	給油取扱所	53
	一般取扱所	28
合 計		245

第9節 防災関連施設等

第1 指定避難所・指定緊急避難場所

【指定避難所・指定緊急避難場所】

No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
			地震	洪水	土砂災害	大規模火事	内水氾濫	
1	本庄市立図書館	千代田4-1-9	○	○	○	○	○	
2	本庄西中学校	千代田4-3-1	○	○	○	○	○	○
3	本庄西小学校	千代田4-3-2	○	○	○	○	○	○
4	市民活動交流センター（はにぼんプラザ）	銀座1-1-1	○	②	○	○	○	
5	本庄市役所	本庄3-5-3	○	○	○	○	○	
6	本庄公民館	東台5-2-33	○	②	○	○	○	
7	本庄東小学校	日の出1-2-1	○	○	○	○	○	○
8	本庄東高等学校	日の出1-4-5	○	②	○	○	○	
9	日の出児童センター	日の出2-5-56	○	○	○	○	○	
10	本庄東公民館	日の出2-8-28	○	②	○	○	○	
11	本庄東中学校	日の出4-2-45	○	○	○	○	○	○
12	前原児童センター	前原1-4-13	○	②	○	○	○	
13	本庄高等学校	柏1-4-1	○	②	○	○	○	○
14	本庄南小学校	栄3-6-24	○	②	○	○	○	○
15	勤労青少年ホーム跡地	小島南1-8-2	○	○	○	○	○	
16	小島南ふれあい公園	小島南1-8-3	○			○		
17	保健センター跡地	小島南2-4-12	○			○		
18	本庄西公民館	小島1-10-4	○	○	○	○	○	
19	長松寺	小島5-4-12	○			○		
20	若泉運動公園武道館	小島6-11-14	○	②	○	○	○	
21	見福公園	見福2-11	○			○		
22	中央小学校	緑1-16-1	○	○	○	○	○	○
23	本庄南中学校	緑3-13-1	○	②	○	○	○	○
24	障害福祉センター	いまい台2-43	○		○	○	○	
25	藤田小学校	牧西1171	○	②	○	○	○	○
26	藤田公民館	牧西1210-3	○		○	○	○	
27	宮戸農民センター	宮戸272-1	○	②	○	○	○	
28	堀田集落センター	堀田958	○		○	○	○	
29	滝瀬集荷所	滝瀬1437-2	○	○	○	○	○	
30	仁手小学校	仁手618	○	②	○	○	○	○
31	仁手公民館	仁手665-1	○		○	○	○	
32	本庄第一高等学校	仁手1789	○	②	○	○	○	
33	本庄第一中学校	仁手2167-1	○	②	○	○	○	
34	旭小学校	都島78	○	②	○	○	○	○
35	旭公民館	都島238-1	○		○	○	○	
36	老人福祉センターつきみ荘	沼和田127-1	○	②	○	○	○	

第9節 防災関連施設等

No	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所 との重複
			地震	洪水	土砂災害	大規模 火事	内水 氾濫	
37	あさひ多目的研修センター	沼和田1005	○		○	○	○	
38	本庄総合公園市民球場	北堀433	○	○	○	○	○	
39	本庄総合公園体育館（シルクドーム）	北堀433	○	②	○	○	○	○
40	保健センター	北堀1422-1	○	○	○	○	○	
41	本庄市民文化会館	北堀1422-3	○	○	○	○	○	○
42	北泉防災広場	北堀1824-1	○			○		
43	北泉小学校	北堀1871-1	○	○	○	○	○	○
44	北泉公民館	早稲田の杜5-12-29	○	○	○	○	○	
45	本庄特別支援学校	栗崎828	○	②	○	○	○	
46	早稲田大学本庄高等学院	栗崎239-3	○	○	○	○	○	
47	本庄南公民館	今井377-2	○	○	○	○	○	
48	児玉中学校	児玉町八幡山438	○	○	○	○	○	○
49	大久保ひろば	児玉町児玉1113	○			○		
50	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	○	○	○	○	○	○
51	下町自治会館	児玉町児玉1697	○	○	○	○	○	
52	児玉中央集会所跡地	児玉町児玉1825-6	○			○		
53	久美塚保育所	児玉町児玉2351-1	○	○	○	○	○	
54	山王自治会館	児玉町児玉2420	○	○	○	○	○	
55	児玉公民館跡地	児玉町児玉2510-1	○			○		
56	競進社模範蚕室	児玉町児玉2514-27	○			○		
57	児玉文化会館（セルディ）	児玉町金屋728-2	○	○	○	○	○	○
58	児玉総合公園体育館（エコーピア）	児玉町金屋753-1	○	○	○	○	○	○
59	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	○	○	○	○	○	○
60	宮内東公会堂	児玉町宮内1350-3	○	○	○	○	○	
61	塩谷集会所	児玉町塩谷599	○	○	○	○	○	
62	秋山会館	児玉町秋山1401-1	○	○	○	○	○	
63	秋平さくら保育園	児玉町秋山2527-1	○	○	○	○	○	
64	秋平小学校	児玉町秋山2531	○	○	○	○	○	○
65	本泉小学校（休校中）	児玉町河内660	○	○		○	○	○
66	生活改善センター	児玉町河内670-10	○	○	○	○	○	
67	遊楽荘	児玉町元田375-4	○	○	○	○	○	
68	コウガの森・共和	児玉町蛭川885	○	○	○	○	○	
69	共和小学校	児玉町蛭川895-1	○	○	○	○	○	○
70	共和公民館	児玉町蛭川915-5	○	○	○	○	○	
71	吉田林自治会館	児玉町吉田林212	○	○	○	○	○	
72	下浅見文化財収蔵庫	児玉町下浅見867-11	○	○	○	○	○	
73	太駄公会堂	児玉町太駄368-2	○	○		○	○	
74	観光農業センター	児玉町小平653	○	○	○	○	○	
75	児玉高等学校	児玉町金屋980	○	○	○	○	○	

※ ○は対象となる異常な現象に対応する指定緊急避難場所

※ ○の中に数字が記入されている場合は、数字以上の建物の階が指定緊急避難場所として該当

※ ネーミングライツ導入前の表記を使用

第2 福祉避難所

【福祉避難所】

No	施設・場所名	住所	重複 ※1	指定基 準※2	想定収容人 数（受入可 能人数）
1	社会福祉法人安誠福祉会 介護老人福祉施設安誠園	小和瀬1666		○	30
2	社会福祉法人 特別養護老人ホーム シャローム	今井1245-1		○	3
3	社会福祉法人宥和 特別養護老人ホーム トマト村	早稲田の杜5-14-8		○	2
4	社会福祉法人児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホー ム	児玉町児玉734-1		○	2
5	社会福祉法人武蔵野福祉会 特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1		○	20
6	社会福祉法人本庄ひまわり福祉会 本庄ひまわり自立支援センター	今井1037-1		○	2
7	社会福祉法人はなわ福祉会 はなわの杜	児玉町金屋1284-1		○	2
8	埼玉県立本庄特別支援学校	栗崎828	○	○	1
9	社会福祉法人明正会 特別養護老人ホーム四季咲きの杜	北堀779-3		○	10

※1 指定緊急避難場所との重複

※2 災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの

※3 ネーミングライツ導入前の表記を使用

第3 帰宅困難者一時滞在施設

【帰宅困難者一時滞在施設】

No	施設名	住所	電話番号
1	市民活動交流センター（はにぼんプラザ）	銀座1-1-1	0495-22-0828
2	本庄市総合公園体育館（シルク ドーム）	北堀433	0495-25-5677
3	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	0495-72-1569

第4 ヘリポート指定地

【ヘリポート指定地（防災航空隊）】

令和6年8月現在

No.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				夜間	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市広域消防本部		36 度 13 分 46 秒	139 度 09 分 58 秒	×	×	24-1119	児玉郡市広域消防本部		
2	本庄	山王堂	本庄市自由広場	○	36 度 15 分 48 秒	139 度 11 分 02 秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会		リンクライト

【ヘリポート指定地（ドクターヘリ）】

No.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				ポイント名	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市広域消防本部	KD 01	36 度 13 分 46 秒	139 度 09 分 58 秒	×	×	24-1119	児玉郡市広域消防本部	63J3	
2	中央	いまい台1	いまい台北公園	KD 41	36 度 13 分 32 秒	139 度 09 分 49 秒	○	×	25-1137	市都市計画課	90B1	
3	本庄	山王堂	本庄市自由広場	KD 45	38 度 15 分 48 秒	139 度 11 分 02 秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会	6F5	
4	本庄	下仁手	利根川河川敷	KD 18	36 度 14 分 51 秒	139 度 10 分 53 秒	○	×	25-1152	市スポーツ推進課	28J3	
5	本庄	若泉2	若泉運動公園 第2グラウンド	KD 38	36 度 14 分 48 秒	139 度 10 分 53 秒	×	○	25-1152	市スポーツ推進課	34D2	鍵：本庄 A. T. 受付：中央 A. C. P
6	児玉	小平	児玉総合運動公園	KD 40	36 度 10 分 03 秒	139 度 07 分 11 秒	×	▲	25-1152	市スポーツ推進課	52J3	夜間：鍵は受付 児玉 T はポールの鍵
7	児玉	八幡山	児玉中学校	KD 17	36 度 11 分 35 秒	139 度 07 分 33 秒	×	×	72-0133	児玉中学校	26E2	

【ヘリポート指定地（警察用航空機）】

No.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				ポイント名	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市広域消防本部	KD01	36度13分46秒	139度09分58秒	×	×	24-1119	児玉郡市広域消防本部	63J3	
2	本庄	山王堂	本庄市自由広場	KD45	38度15分48秒	139度11分02秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会	6F5	
3	本庄	下仁手	利根川河川敷	KD18	36度14分51秒	139度10分53秒	○	×	25-1152	市スポーツ推進課	28J3	

第5 医療機関

【本庄市内の総合病院】

名称	所在地	電話番号
本庄総合病院	北堀1780	22-6111

【近隣市の公的総合病院】

名称	所在地	電話番号
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1	0270-25-5022
公立藤岡総合病院	藤岡市中栗須813-1	0274-22-3311
独立行政法人 国立病院機構 高崎総合医療センター	高崎市高松町36	027-322-5901
前橋赤十字病院	前橋市朝日町3-21-36	027-224-4585
群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15	027-220-7111

【本庄市内の病院】

名称	所在地	電話番号
彩北病院	小島5-6-1	21-0111
本庄福島病院	千代田1-1-18	22-5211
岡病院	北堀810	24-8821
本庄駅前病院	駅南1-2-32	22-2163
青木病院	下野堂1-13-27	24-3005
吉沢病院	本庄1216-1	21-7781
そのべ病院	千代田3-4-2	21-2171
本庄総合病院※	北堀1780	22-6111
鈴木外科病院	児玉町八幡山293	72-1235
児玉中央病院	児玉町児玉南3-3-1	72-0030
本庄児玉病院	児玉町児玉720	73-1611

【本庄市内の一般診療所】

名称	所在地	電話番号
あたご山クリニック	中央1-7-23	22-8733
飯塚内科小児科	栄1-1-33	24-6311
五十嵐整形外科医院	若泉1-9-8	24-2313
生坂医院	本庄4-4-12	22-4670
池田レディースクリニック	小島南3-1-12	22-2048
おかもと内科クリニック	寿2-6-29	22-0075
加納内科医院	児玉町蛭川1097-1	72-7353
木村医院	児玉町児玉233	72-7773
久保医院	栗崎113	71-7138
倉林医院	児玉町金屋1207	72-1341
恵南クリニック	見福2-27-18	24-0008
くげづか診療所	早稲田の杜3-7-7	71-8885

名称	所在地	電話番号
小林クリニック	朝日町2-5-8	23-3371
清水クリニック	前原1-1-13	22-3358
昭和産婦人科	駅南1-5-23	22-2025
高橋外科整形外科	千代田1-4-22	22-6211
高山整形外科	見福2-27-10	22-3245
田所医院	けや木1-8-2	22-3445
塚越内科小児科	本庄1-1-6	22-3152
寺坂医院	西富田329-1	22-3343
富沢医院	中央1-1-3	22-2270
どんぐりこども診療所	緑2-12-10	21-8885
中神内科クリニック	児玉町八幡山321	72-1555
中沢皮膚科	東台2-6-31	22-1112
中村外科医院	日の出3-7-26	21-6211
根岸医院	児玉町児玉337-2	72-0071
橋口小児科整形外科医院	今井327-1	24-8005
服部クリニック	東台4-1-22	24-4671
はにぼんクリニック	東台4-8-25	22-3596
春山眼科医院	けや木1-5-5	21-2160
ヒグチクリニック	栗崎122-1	25-5300
本庄皮膚科形成外科医院	銀座3-7-21	22-3233
本庄早稲田クリニック	早稲田の杜3-14-5	71-8707
本間内科皮膚科クリニック	見福3-5-6	27-6360
松澤医院	駅南1-13-6	22-2282
松本産婦人科医院	千代田1-1-26	24-3377
森田整形外科クリニック	小島1114	23-1610
山田内科医院	五十子1-5-22	24-0108
よしはら整形外科	児玉町長沖265-1	73-1575
美山医院	日の出2-2-8	24-5811
本庄脳神経外科・脊髄外科	早稲田の杜5-10-8	23-9156
たにかわ眼科クリニック 本庄早稲田の杜	早稲田の杜3-8-16	24-1121

【本庄市内の歯科医師会】

名称	所在地	電話番号
飯塚歯科医院	中央1-5-29	24-6166
石井歯科医院	早稲田の杜3-6-7	24-2305
石原歯科医院	銀座1-3-12	22-3244
牛久保歯科医院	銀座3-5-9	24-8241
内野歯科医院	傍示堂518	22-2817
江川歯科医院	東台1-4-19	22-2757
大畑歯科医院	児玉町児玉323-4	72-1182
木田歯科医院	児玉町八幡山185-1	73-1200
倉林医院歯科	児玉町児玉381-1	72-0332
黒崎歯科医院	本庄1-5-7	22-4415
見福歯科医院	見福1-7-77	24-6201
さかぐち歯科医院	朝日町3-7-28	23-0399
佐藤歯科医院	中央1-2-7	22-4669
スエヒロ歯科医院	緑1-1-6	24-0040

名称	所在地	電話番号
鈴木歯科	小島南3-8-6	22-4188
高柳歯科医院	南2-6-15	22-6480
竹内歯科医院	小島1-4-19	21-8817
田島歯科医院	駅南2-9-10	22-3342
田端歯科医院	児玉町児玉131	72-0453
中央歯科医院	駅南2-15-3	21-1807
中林歯科	児玉町吉田林398-1	72-7884
なかむら矯正歯科医院	見福2-8-1	25-5888
濱坂歯科医院	児玉町蛭川175-2	72-8841
春山歯科医院	児玉町児玉224	72-0472
日の出木村歯科	日の出3-3-13	22-6488
福島歯科	小島1-4-5	22-0055
藤林歯科医院	駅南2-1-18	22-2195
本庄デンタルクリニック	けや木3-20-10	23-1259
宮本歯科医院	中央1-5-16	24-1182
明堂歯科医院	朝日町1-23-2	37-4890
茂木歯科医院	児玉町八幡山392	72-4125
もとまち江川歯科医院	本庄1-3-11	23-3817
もろおか歯科医院	五十子2-10-1	21-0222
やしろ歯科医院	本庄1-3-2	21-8846
やない歯科医院	見福5-8-17	22-7727
飯塚歯科医院	中央1-5-29	24-6166
石井歯科医院	早稲田の杜3-6-7	24-2305
石原歯科医院	銀座1-3-12	22-3244
牛久保歯科医院	銀座3-5-9	24-8241
内野歯科医院	傍示堂518	22-2817
江川歯科医院	東台1-4-19	22-2757
大畑歯科医院	児玉町児玉323-4	72-1182

第6 し尿ごみ処理施設

【し尿処理施設】

名称	処理方式	能力
利根グリーンセンター	1次処理 標準脱窒素処理方式	し尿 150kl/日 浄化槽汚泥 41kl/日
	2次処理 //	
	高度処理 凝集分離、オゾン、ろ過処理方式	
	汚泥処理 脱水、乾燥焼却	

【ごみ処理施設】

名称	処理方式	能力
小山川クリーンセンター	可燃ごみ 全連続燃焼式	228t/日
	不燃ごみ 破砕処理方式	68t/5h

第7 応急仮設住宅建設候補地

【応急仮設住宅建設候補地】

所在地	建設可能面積 (㎡)	現在の利用状態	所有者
けや木3丁目2661他	1,620	住宅跡地	本庄市
小島6丁目	17,000	多目的グラウンド	本庄市
西五十子221-1	3,540	住宅跡地	本庄市
児玉町児玉1344-3他	2,500	駐車場	本庄市
字簗瀬786	21,000	多目的グラウンド	本庄市

第8 火葬場

【火葬場】

名称	住所	電話番号
こだま聖苑	児玉郡美里町大字木部537-4	76-1881

第10節 市内施設等

第1 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
児 童 福 祉 施 設	聖徳本庄保育園	栄2-10-14	○		21-4365
	こざくら保育園	栄3-6-34	○		22-5812
	本庄保育園	小島1-5-18	○		22-3913
	いずみ保育所	小島5-5-45	○		22-4891
	本庄幼稚園	小島6-5-3	○		24-0189
	はにぼん保育園	小島6-9-15	○		21-0111
	小島南保育園	小島南3-1-5	○		21-5543
	日の出保育園	沼和田1020	○		21-5263
	若草保育園	仁手669-4	○		21-5001
	ふくしまキッズ保育園	千代田1-2-20	○		27-2010
	加川ベビールーム	日の出4-3-4	○		24-0586
	藤田保育園	牧西30	○		24-2886
	ほほえみ子どもの国保育園	緑2-15-5	○		23-1018
	本庄児玉病院こだま保育室	児玉町児玉720	○		73-1611
	児玉櫻井幼稚園	児玉町八幡山594-2	○		72-0443
母子・父子福祉センター	埼玉県北部母子・父子福祉センター	前原1-8-12	○		22-0104
児 童 福 祉 施 設・文 教 施 設	こざくら学童クラブ	栄3-6-34	○		22-1601
	キッズスペースBaika	見福1-2-28	○		27-8040
	学童保育わかくさ	仁手669-4	○		21-5001
	童夢館竹の子	西富田367	○		21-3244
	前原児童センター	前原1-4-13	○		21-9820
	前原学童保育室	前原1-4-13	○		21-9820
	学童保育所みらい	中央3-3-3	○		24-3075
	ちびっ子ステーション	都島234-3	○		21-7005
	じいじとばあばの宝物	柏1-3-29	○		24-3210
	藤田学童保育室	牧西1171	○		24-5153
	本庄旭幼稚園	小島395-2	○		24-3626
文教施設	教育支援センター（ふれあい教室）	小島南1-8-4	○		22-4287
児 童 福 祉 施 設・文 教 施 設	本庄青葉幼稚園	小島南2-6-39	○		24-3510
	ほほえみキッズクラブ	緑2-15-4	○		23-1018
学 校	本庄南小学校	栄3-6-24	○		22-2839
	仁手小学校	仁手618	○		22-2967
	旭小学校	都島78	○		22-3463
	藤田小学校	牧西1171	○		22-2981
	本庄第一中学校	仁手2167-1	○		25-1332
	本庄第一高等学校	仁手1789	○		24-1331

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
	本庄高等学校	柏1-4-1	○		21-1195
	本庄東高等学校	日の出1-4-5	○		22-6351
	本庄特別支援学校	栗崎828	○		24-3747
障害者支援施設	デイケアひまわり	いまい台2-43	○		21-6568
	障害者生活支援センターさわやか(友愛会)	いまい台2-43	○		25-5620
	障害者生活支援センターさわやか(梨花の里)	いまい台2-43	○		25-5630
	児玉郡市障がい者就労支援センター	いまい台2-43	○		22-3064
	3C本庄	けや木2-5-5	○		21-2200
	相談支援事業所ルピナス本庄	駅南1-14-6	○		71-8080
	ワークみさと	栗崎782	○		22-7417
	多機能型事業所 糸ぐるま	小島6-6-16	○		71-7150
	つむぎの家	今井806-1	○		71-8656
	グループホーム若泉	若泉2-2-43	○		21-2856
	ほーぷ	小島南3-1-16プレジール本庄1F	○		25-7222
	つばさメイト	西富田422-8	○		71-9885
	佐久楽	前原2-14-20	○		22-9300
	グループホーム本庄	南2-8-13	○		76-4041
	地域活動支援センター ポノポノ	柏1-6-1	○		23-2195
	佐久間さんちグループホーム	柏1-6-2	○		22-9300
	佐久間さんち	柏1-6-3	○		22-9300
	柏ハイツ	柏1-7-8	○		76-4041
	リーフ児玉	飯倉309-1	○		71-9480
	ひまわりのいえ ふじた	牧西1126-6	○		27-6144
	ひまわり	牧西1258	○		22-0207
	アナン	児玉町飯倉831		○	72-7887
	マリエ	児玉町飯倉1333-1		○	72-8950
	ラフラ	児玉町飯倉1333-1		○	71-8488
高齢者福祉施設	吉沢病院通所リハビリテーション	1216-1	○		21-7781
	ナーシングハウスことぶき	1218	○		71-7732
	本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会	銀座1-1-1	○		22-7088
	ケアハウスグリーンピース	栗崎105-1	○		71-5511
	ポプリ	栗崎26-1	○		27-6805
	ポプリデイサービスセンター	栗崎26-1	○		27-6805
	あんしんホーム本庄	見福3-2-21	○		25-7330
	ケアステーションあさひ本庄	見福3-2-22	○		25-7333
	ふれあい本庄	若泉1-1-39	○		71-6818

第 10 節 市内施設等

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
	ふれあい本庄デイサービスセンター	若泉1-1-39	○		71-6818
	若泉公園デイサービスセンター	若泉2-2-43	○		25-7001
	サービス付き高齢者向け住宅 はまなすの里	若泉2-8-33	○		76-1238
	デイサービスセンターチューリップほんじょう	若泉2-8-33	○		22-7505
	グループホーム ノエル本庄	小島1-1-34	○		22-8555
	老人保健施設本庄ナースィングホーム	小島5-6-1	○		21-7878
	くすみデイサービス	小島6-8-3	○		22-5870
	デイサービスセンターまどか	小島南3-1-5	○		23-2251
	特別養護老人ホーム安誠園	小和瀬1666	○		27-0012
	本庄デイサービスセンター	小和瀬1666	○		22-8055
	老人福祉センターつきみ荘	沼和田127-1	○		22-3696
	ふれあい早稲田デイサービスセンター	西富田643-1	○		37-0285
	グループホーム まごころ	西富田653-1	○		71-8818
	あずみ苑 本庄	西富田739-1	○		25-4165
	老人保健施設 彩の苑	千代田1-1-21	○		23-3988
	住宅型有料老人ホーム ナースィングホームこころ本庄	前原1-12-15	○		25-5560
	デイサービスセンターゆたか本庄	前原1-12-15	○		25-5560
	グループホームやまぶき	朝日町1-14-3	○		23-1300
	グループホーム 元気村	田中105-1	○		22-8182
	エバー・グリーン介護サービス	柏1-5-7	○		22-4001
	グループホーム五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	○		22-2944
	デイサービスさち	堀田1011-1	○		71-8555
	アジアリゾートスパ デイサービス アイル	本庄2-5-6	○		71-6655
	通所介護事業所 スペースゆう	本庄3-9-22	○		71-5217
	住宅型有料老人ホーム クローバー	児玉町共栄360-1	○		72-9622
	特別養護老人ホームオルトビオス児玉ホーム	児玉町児玉734-1	○		72-4615
	住宅型有料老人ホーム ノエル	児玉町上真下350-1	○		37-1301
	多機能ホーム ノエルこだま	児玉町上真下350-1	○		37-1301
医療機関	五十嵐整形外科医院	若泉1-9-8	○		24-2313
	生坂医院	本庄4-4-12	○		22-4670
	池田レディースクリニック	小島南3-1-12	○		22-2048

区分	施設名称	住 所	洪水	土砂	電話番号
	久保医院	栗崎113	○		71-7138
	上武病院	小島5-6-1	○		21-0111
	本庄福島病院	千代田1-1-18	○		22-5211
	松本産婦人科医院	千代田1-1-26	○		24-3377
	森田整形外科クリニック	小島1114	○		23-1610
	吉沢病院	1216-1	○		21-7781
	本庄児玉病院	児玉町児玉720	○		73-1611

※水防警報等が発表されたときの各施設への伝達方法は、緊急速報メール、施設管理者に電話とする。

※対象の要配慮者利用施設については、建替や見直しにより変更されることがある。

第 2 市内民間宿泊施設

【市内民間宿泊施設】

宿泊施設名	所在地	電話番号	備 考
ホテル ルートイン本庄	駅南1-4-3	22-1811	鉄筋造 8 F 収容人員160人
埼玉グランドホテル本庄	駅南2-2-1	21-2111	鉄筋造12F 収容人員120人
ホテル 本庄	本庄1-1-8	24-8511	鉄筋造 5 F 収容人員56人
いやし処ほてる寛楽	早稲田の杜2-1-12	25-8088	木造2F 収容人員162人
HOTEL R9 The Yard 本庄	児玉町八幡山43-1	23-9264	コンテナモジュール 収容人数70人

第 1 1 節 生活再建関連

第 1 災害弔慰金の支給

【災害弔慰金の支給】

項目	内容
支援の種類	給付
支援の内容	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給
支援の対象者	➤ 災害により死亡した方（市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族 ➤ 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母
支給額	➤ 生計維持者が死亡した場合：500 万円を超えない範囲内で支給 ➤ その他の者が死亡した場合：250 万円を超えない範囲内で支給
問合せ	➤ 市

第 2 災害障害見舞金の支給

【災害障害見舞金の支給】

項目	内容
支援の種類	給付
支援の内容	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給
支援の対象者	災害により以下のような重い障害を受けた方 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
支給額	➤ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250 万円を超えない範囲内で支給 ➤ その他の者が重度の障害を受けた場合：125 万円を超えない範囲内で支給
問合せ	➤ 市

第 3 災害援護資金等の貸付

【災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）】

項目	内容	
支援の種類	貸付	
支援の内容	▶ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付 ▶ 貸付限度額等	
	貸付限度額	①世帯主に1箇月以上の負傷がある場合
		ア 当該負傷のみ 150万
		イ 家財の3分の1以上の損害 250万
		ウ 居住の半壊 270万
		エ 住居の全壊 350万
		②世帯主に1箇月以上の負傷がない場合
		ア 家財の3分の1以上の損害 150万
		イ 居住の半壊 170万
		ウ 住居の全壊（エの場合を除く） 250万
		エ 住居の全体の滅失又は流失 350万
	貸付利率	年3%（据置期間中は無理し）
	措置期間	3年以内（特別の場合5年）
	償還期間	10年以内（措置期間を含む）
支援の対象者	▶ 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1／3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ▶ 所得制限	
	世帯人員	市民村民税における前年の総所得金額
	1人	220万
	2人	430万
	3人	620万
	4人	730万
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円
支給額	▶ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給 ▶ その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給	
問合せ	▶ 市	

【災害援護資金（生活福祉資金制度）】

項目	内容								
支援の種類	融資								
支援の内容	➤ 災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費を貸付 ➤ 住宅の補修、家財の購入に活用可能								
支援の対象者	➤ 低所得世帯、生活保護世帯 ➤ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外								
支給額	➤ 貸付限度額等 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>年 3%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr> <td>措置期間</td><td>1 年以内（災害の場合 2 年以内とすることが可能）</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7 年以内</td></tr> </table>	貸付限度額	150 万円	貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）	措置期間	1 年以内（災害の場合 2 年以内とすることが可能）	償還期間	7 年以内
貸付限度額	150 万円								
貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）								
措置期間	1 年以内（災害の場合 2 年以内とすることが可能）								
償還期間	7 年以内								
問合せ	➤ 県、市、市社会福祉協議会								

第 4 生活福祉資金の貸付

【生活福祉資金貸付制度による各種貸付】

項目	内容								
支援の種類	融資								
支援の内容	➤ 金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸付 ➤ 災害援護資金や住宅資金のほか、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対して緊急小口資金を貸付								
支援の対象者	➤ 低所得世帯、生活保護世帯（一部の貸付金を除く）、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯								
貸付額	➤ 貸付限度額等 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>5 万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>年 3%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr> <td>措置期間</td><td>2 か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>4 か月以内</td></tr> </table>	貸付限度額	5 万円	貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）	措置期間	2 か月以内	償還期間	4 か月以内
貸付限度額	5 万円								
貸付利率	年 3%（据置期間中は無利子）								
措置期間	2 か月以内								
償還期間	4 か月以内								
問合せ	➤ 県、市、市社会福祉協議会								

第 5 住宅復興資金に基づく融資

【災害復興住宅融資（建設）】

項目	内容		
支援の種類	融資		
支援の内容	➤ 住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資		
支援の対象者	➤ 1戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅を対象 ➤ ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に 5 割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方		
貸付額	➤ 融資の日から 3 年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる		
	構造	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	1,460 万円	35 年
	準耐火住宅	1,460 万円	35 年
	木造住宅（耐久性）	1,460 万円	25 年
	木造住宅（一般）	1,400 万円	25 年
	特例加算	450 万円	－
	土地取得費	970 万円	－
	整理地費	380 万円	－
※金利については、住宅金融公庫に確認			
問合せ	➤ 住宅金融公庫		

【災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）】

項目	内容		
支援の種類	融資		
支援の内容	➤ 住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資		
支援の対象者	➤ 1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m²（マンションの場合 40 m²）以上 175 m²以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は 70 m²以上、リ・ユースプラスマンションは 50 m²以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が 100 m²以上であることが必要 ➤ リ・ユース購入においては、建築年数が原則 25 年以内（耐火・高性能準耐火）又は 20 年以内（木造・準耐火）の住宅であることが必要 ➤ ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に 5 割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方		
支給額	➤ 融資の日から 3 年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる		
	【新築住宅の購入】		
	構造等	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	1,460 万円	35 年
	準耐火住宅	1,460 万円	35 年
	木造住宅（耐久性）	1,460 万円	25 年
	木造住宅（一般）	1,400 万円	25 年
	特例加算	450 万円	－
	土地取得費	970 万円	－
	【中古住宅の購入】		
	構造等	リ・ユース	リ・ユース＋
	耐火住宅	1,160 万円	1,460 万円
	準耐火住宅	1,160 万円	1,460 万円
	木造住宅（耐久性）	1,160 万円	1,460 万円
	木造住宅（一般）	950 万円	1,400 万円
	特例加算	450 万円	450 万円
	土地取得費	970 万円	970 万円
建て方	種別	返済期間	
一戸建て等	リ・ユース住宅	20 年、25 年	
	リ・ユースプラス住宅	25 年、30 年	
マンション	リ・ユースマンション	25 年	
	リ・ユースプラスマンション	35 年	
※返済期間については、住宅金融公庫に確認（建築年次等により異なる）			
※金利については、住宅金融公庫を確認			
問合せ	➤ 住宅金融公庫		

【災害復興住宅融資（補修）】

項目	内容		
支援の種類	融資		
支援の内容	➤ 住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資		
支援の対象者	➤ ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象		
貸付額	➤ 融資の日から 1 年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間の延長はできない）。		
	構造	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	640 万円	20 年
	準耐火住宅	640 万円	20 年
	木造住宅（	590 万円	20 年
	整理地費	380 万円	－
	整理地費	380 万円	－
	※金利については、住宅金融公庫を確認		
問合せ	➤ 住宅金融公庫		

第 6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

1 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

【埼玉県・市町村生活再建支援金の概要】

項目	内容																																																
目的	県及び県内の全市町村は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村生活再建支援金を支援する。																																																
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条(2)で定めるもの ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯 イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以降「大規模半壊世帯」という。） オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以降「中規模半壊世帯」という。） カ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イからオまでに掲げる世帯を除く。以降「半壊世帯」という。）																																																
支援金の額	➤ 支援対象世帯ごとの支援金は、次のとおり 【埼玉県・市町村生活再建支援金】 <table><tr><th rowspan="2">支援対象世帯</th><th colspan="3">支援金</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th></tr><tr><th></th><th>支給額</th><th>住宅の再建方法※2</th><th>支給額</th><th></th></tr><tr><td>アに該当する全壊世帯</td><td rowspan="3">100万円 (75万円) ※1</td><td>建築・購入</td><td>200万円 (150万円)</td><td>300万円 (225万円)</td></tr><tr><td>イに該当する世帯</td><td>補修</td><td>100万円 (75万円)</td><td>200万円 (150万円)</td></tr><tr><td>ウに該当する長期避難世帯</td><td>賃貸</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>150万円 (112.5万円)</td></tr><tr><td rowspan="3">エに該当する大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50万円 (37.5万円)</td><td>建築・購入</td><td>200万円 (150万円)</td><td>250万円 (187.5万円)</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円 (75万円)</td><td>150万円 (112.5万円)</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>100万円 (75万円)</td></tr><tr><td rowspan="3">オに該当する中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">-</td><td>建築・購入</td><td>100万円 (75万円)</td><td>100万円 (75万円)</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>50万円 (37.5万円)</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>25万円 (18.75万円)</td><td>25万円 (18.75万円)</td></tr></table>	支援対象世帯	支援金			合計	基礎支援金	加算支援金			支給額	住宅の再建方法※2	支給額		アに該当する全壊世帯	100万円 (75万円) ※1	建築・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)	イに該当する世帯	補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)	ウに該当する長期避難世帯	賃貸	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)	エに該当する大規模半壊世帯	50万円 (37.5万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)	補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)	賃貸	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)	オに該当する中規模半壊世帯	-	建築・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)	補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)	賃貸	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)
支援対象世帯	支援金			合計																																													
	基礎支援金	加算支援金																																															
	支給額	住宅の再建方法※2	支給額																																														
アに該当する全壊世帯	100万円 (75万円) ※1	建築・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)																																													
イに該当する世帯		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)																																													
ウに該当する長期避難世帯		賃貸	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)																																													
エに該当する大規模半壊世帯	50万円 (37.5万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)																																													
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)																																													
		賃貸	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)																																													
オに該当する中規模半壊世帯	-	建築・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)																																													
		補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)																																													
		賃貸	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)																																													

項目	内容
	※1 () 内に記載の金額は、単体世帯における支給額（単体世帯とは、単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。） ※2 住宅の再建方法について、2以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。

2 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容	
目的	県及び県内の全市町村は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村半壊特別給付金を支援する。	
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条(2)で定めるもの※ カ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イからオまでに掲げる世帯を除く。以降「半壊世帯」という。）	
支援金の額	➤ 支援対象世帯ごとの支援金は、次のとおり 【埼玉県・市町村半壊特別給付金】	
	支給対象世帯	半壊特別給付金
	カに該当する半壊世帯	補修 50 万円（37.5 万円）
		賃貸 25 万円（18.75 万円）

※ 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第 2 条(2)で定めるア～カについては、【埼玉県・市町村生活再建支援金の概要】に詳細を記載。対象となるカのみ再掲とする。

3 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

【埼玉県・市町村家賃給付金の概要】

項目	内容											
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。											
支援対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し若しくは斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ➤ 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ➤ 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ➤ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ➤ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ➤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ➤ その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。											
支援金の額	➤ 支援対象世帯ごとの支援金は、次のとおり <table><tr><th colspan="3">【埼玉県・市町村家賃給付金】</th></tr><tr><th rowspan="2">支給対象世帯</th><th colspan="2">給付金</th></tr><tr><th>支給額</th><th>支給期間</th></tr><tr><td>特別な理由により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯</td><td>入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額6万円（5人以上世帯では9万円）を上限</td><td>民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長12月</td></tr></table>	【埼玉県・市町村家賃給付金】			支給対象世帯	給付金		支給額	支給期間	特別な理由により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯	入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額6万円（5人以上世帯では9万円）を上限	民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長12月
【埼玉県・市町村家賃給付金】												
支給対象世帯	給付金											
	支給額	支給期間										
特別な理由により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯	入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額6万円（5人以上世帯では9万円）を上限	民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長12月										

4 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

【埼玉県・市町村人的相互応援の概要】

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	➤ 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ➤ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ➤ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ➤ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	➤ 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ➤ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ➤ 要請市町村から派遣要請書を受領 ➤ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	➤ 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ➤ 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ➤ 要請市町村から派遣要請書を受領 ➤ 県の派遣機関による職員の派遣

第 7 自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援

【自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援の概要】

項目	内容		
目的	大雨や雹といった自然災害等によって工場・店舗等が被災した場合や、売上が減少している又は減少が見込まれる場合に、制度融資により支援する。		
各資金の名称	経営安定資金(大臣指定等貸付) 災害復旧関連	経営安定資金(知事指定等貸付) 災害復旧関連	経営あんしん資金
融資対象	➤ 経済産業大臣が指定した災害その他の突発的事由の影響を受けており、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合(SN保証3・4号、危機関連保証) ➤ 激甚災害を受け、災害関係保証を利用する中小企業者・中小企業組合	➤ 災害の影響を受け、市町村長等の罹災証明を受けた中小企業者・中小企業組合	最近3か月の売上や利益率が過去4年のうちいずれかの同期と比較して減少(今後3か月の減少見込みを含む)している中小企業者・中小企業組合
融資限度額	➤ 運転8,000万円(災害復旧に必要な資金に限る) ➤ 設備8,000万円(運転及び設備を併用の場合、1億6,000万)		運転8,000万円
融資限度額	1年超3年以内：年1.1%以内 3年超5年以内：年1.2%以内 5年超10年以内：年1.3%以内	1年超3年以内：年1.2%以内 3年超5年以内：年1.3%以内 5年超10年以内：年1.4%以内	1年超3年以内：年1.4%以内 3年超5年以内：年1.5%以内 5年超10年以内：年1.6%以内
融資期間等	10年以内(措置2年以内)		10年以内(措置1年以内)
信用保証料	年0.80%以内※	年0.45～1.59%以内※	年0.45～1.64%以内※

※ 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せ

第 8 天災融資法に基づく資金融資

【天災融資法に基づく資金融資の概要】

項目	内容					
支援の内容	➤ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金を融資					
支援の対象者	➤ 次の基準に該当すると市長の認定を受けた方が対象					
	(ア) 被害農林漁業者		(イ) 特別被害農林漁業者			
	➤ 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上 でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上 ➤ 樹体の損失額が 30%以上		➤ 左のうち損失額が 50%以上			
	➤ 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 ➤ 林業施設の損失額が 50%以上		➤ 左のうち損失額が 50%以上 ➤ 左のうち損失額が 70%以上			
	➤ 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 ➤ 水産施設の損失額が 50%以上		➤ 左のうち損失額が 50%以上 ➤ 左のうち損失額が 70%以上			
貸付額	➤ 天災融資制度の内容は次のとおり。					
	【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】					
	区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額			
			②損失額 の%	②万円		
	農業者		果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
			一般農業者	45	200	2,000
	林業者			45	200	2,000
	漁業		漁具購入資金	80	5,000	5,000
			漁船建造・取得資金	80	500	2,500
			水産動植物養殖資金	50	500	2,500
			一般漁業者	50	200	2,000
	➤ 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和					
	【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】					
	区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額			
			②損失額 の%	②万円		
	農業者		果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
			一般農業者	60	250	2,000
林業者			60	250	2,000	
漁業		漁具購入資金	80	5,000	5,000	
		漁船建造・取得資金	80	600	2,500	
		水産動植物養殖資金	60	600	2,500	
		一般漁業者	60	250	2,500	
➤ 貸付利率、償還期限は次のとおり						
資格者			貸付利率	償還期限		
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が 30%未満の者			6.5%以内	3 年、4 年、5 年以内		
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が 30%以上の者			5.5%以内	5 年、6 年以内		
(ウ) 特別被害農林漁業者			3.0%以内	6 年以内		

第 9 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金

【日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要】

項目	内容
目的	農林漁業者が災害を受けたときや社会的・経済的環境の変化により資金繰りに支障をきたしているときに活用できる資金
期間	10年（据置3年以内を含む。）以内
貸付利率	0.7%～1.4%（令和6年8月20日現在）
貸付限度額	①特認年間経営費の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） ①以外の場合：600万円

第 1 0 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要】

項目	内容
貸付の相手	市町村の認定を受けた被害農業者
資金使途	➤ 種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金 ➤ 知事の指定する農業用生産施設（ビニールハウスその他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、畜舎、農産物倉庫、作業場等）の復旧に必要な資金 ➤ 水利費、労賃、共済掛金等、その他農業経営に必要な資金 ※農作物の損失補償は対象外
貸付利率	無利子
償還期限	6年以内（据置1年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	埼玉県内の各農業協同組合等
担保	埼玉県農業信用基金協会の機関保証または保証人（1人以上）
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

第 1 1 農業災害補償

【農業災害補償の概要】

項目	内容
目的	農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図る。
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物共済（水稻、陸稲、麦）、家畜共済（牛、馬、豚）、果樹共済（みかん、りんご、ぶどう、なし等）、畑作物共済（大豆、小豆、インゲンなど）、園芸施設共済（園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む））
支払機関	農業共済組合